

小田原市災害時要援護者支援マニュアル

平成20年3月

小田原市福祉健康部

目 次

第1編 災害時要援護者支援マニュアルの作成方針	1
第1章 災害時要援護者支援マニュアルについて	1
1 災害時要援護者支援マニュアルの趣旨	1
2 災害時要援護者支援マニュアルの位置づけ	1
3 マニュアルの対象となる災害時要援護者の定義と現状	2
4 災害時要援護者の特徴	4
5 災害時要援護者支援の体制整備	6
第2編 災害時要援護者支援マニュアル	7
第1章 突発型災害への対応	7
1 災害に備えた事前対策	7
2 災害発生直後の対応	8
3 災害発生後の対応	18
第2章 予知型災害への対応	19
1 災害に備えた事前対策	19
2 注意情報が発表された場合の対応	19
3 警戒宣言が発令された場合の対応	20
4 気象警報等により避難勧告等が発令された場合の対応	21
5 災害発生後の対応	23
資料編	24
1 要援護の高齢者実践的取組モデル（神奈川県災害時における要援護者支援マニュアル作成指針から抜粋）	24
2 小田原市地域防災計画（第2編基本計画から抜粋）	33
第1章災害予防計画 第13節災害時要援護者予防対策計画	33
第2章災害応急対策計画 第7-1節広域避難所の開設・運営	37

第2章災害応急対策計画 第11-1節災害時要援護者支援対策	47
小田原市災害対策本部分担業務	49
3 自主防災組織の任務分担表	52
4 東海地震における警戒宣言発令時の分担業務に基づくマニュアル (災害対策本部 福祉救援部)	55

第1編 災害時要援護者支援マニュアルの作成方針

第1章 災害時要援護者支援マニュアルについて

1 災害時要援護者支援マニュアルの趣旨

災害は、被災地の住民の生命や財産などに大きな損害をもたらし、被災後においても、もとどおりの生活を取り戻すために多大な労力を要するなど、住民の日常生活に大きな負担を強いることとなる。また、災害への対応能力の弱い災害時要援護者は、情報の入手や自力での避難が困難なため、災害時には、大きな被害を受けたり、犠牲者となる可能性が高く、支援体制の整備が急務となっている。

本市では、市民の生命、身体および財産を災害から保護するため、災害対策基本法に基づき災害予防、応急対策、災害復旧に関する事項を「小田原市地域防災計画」に定め、地域の防災対策を総合的、計画的に実施しており、災害時要援護者対策として、第2編 基本計画 第1章災害予防計画 第1.3節に「災害時要援護者予防対策計画」を、また、第2章災害応急対策計画 第1.1-1節に「災害時要援護者支援対策」を位置づけ、災害への予防と災害発生後の支援対策をとりまとめている。

災害時要援護者の被害を最小限にとどめるためには、特に在宅の単身やねたきりの高齢者、障害者の方々などの安否確認や救出、避難誘導を迅速に行うことが必要であり、とりわけ平常時からの災害発生への備えや災害発生後の初動体制の充実に向けた取り組みが重要となる。

こうしたことから、このマニュアルは、「小田原市地域防災計画」における災害時要援護者支援対策を具現化するため、行政や地域の取り組みや役割を明らかにし、災害発生への備えや災害発生後の初動体制を中心に取りまとめたものである。

2 災害時要援護者支援マニュアルの位置づけ

(1) マニュアルの内容

マニュアルは、本市の災害時要援護者の支援を進めていく際の取り組みの基本的な考え方や課題、方向性を示すとともに、小田原市地域防災計画の中の「災害時要援護者予防対策計画、災害時要援護者支援対策」をより具体化したものである。

また、神奈川県が平成19年3月に改訂した「災害時における要援護者支援マニュアル作成指針」（以下「神奈川県指針」という）を参照し取りまとめたものである。

(2) マニュアルの構成

マニュアルの第1編は、災害時要援護者支援マニュアルの作成方針と災害発生前後の対応策の方向性や課題を示すとともに、第2編は、本市の災害時要援護者支援策を突発型災害と予知型災害とに区分けし、平常時の事前対策と災害発生後の初動対応を中心にフロー化、マニュアルとして取りまとめたほか、資料編として神奈川

県指針から時系列的に要援護者への支援策として「要援護高齢者実践的取組モデル」を抜粋するほか、小田原市地域防災計画のうち、災害時要援護者支援対策に関わりの深い部分を抜き出し掲載している。

(3) マニュアルの位置づけ

このマニュアルは、「小田原市地域防災計画」と連動し、災害時要援護者の具体的な支援活動を展開するための基本的な行政のマニュアルであり、災害対策本部の各部署は、「小田原市地域防災計画」に基づき、それぞれの分担業務を実施するとともに、このマニュアルを活用し、災害時要援護者への配慮のもと支援を行うものである。

大規模な災害が発生した場合は、行政の公的な支援活動には自ずと制約があり、災害時要援護者支援活動の中心となるのは、自治会（自主防災組織）や民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、老人会、ボランティアなどの地域の共助組織であるので、今後は、要援護者本人への支援活動はもとより、自治会（自主防災組織）や民生委員児童委員などの共助組織との連携による要援護者対策の充実に努めていくこととする。

3 マニュアルの対象となる災害時要援護者の定義と現状

(1) 災害時要援護者の定義

災害が発生した場合にはすべての被災市民が援護を必要となるが、このマニュアルの対象となる災害時要援護者は、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時において適切な防災行動をとることが特に困難な方々で、「神奈川県指針」は、災害時要援護者を次のように例示している。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 自分の身に災害が差し迫っても、それを察知する能力がないか、困難な者2 自分の身に災害が差し迫っても、それを察知して適切な措置ができないか、困難な者3 危険を知らせる情報を受け取ることができないか、困難な者4 危険を知らせる情報を受け取っても、それに対して適切な行動ができないか、困難な者 |
|--|

「小田原市地域防災計画」では、災害時における安否確認、救出、避難誘導及び災害発生後の生活支援について特に配慮すべき要援護者は次のとおりとしており、施設入所者及び災害発生時に施設内にいた通所者については、一次的には当該施設が支援・援護するものとしている。

災害時要援護者

- 1 高齢者 一人暮らし、寝たきり、認知症、虚弱高齢者
- 2 障害者 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神保健福祉手帳所持者
- 3 母子世帯 就学前の乳幼児のいる世帯
- 4 その他 災害時に援護を必要とする者

具体的には、傷病者、身体障害者、知的障害者をはじめ、日常的には健常者であっても理解能力や判断力を持たない乳幼児、体力的な衰えのある老人などや我が国の地理や災害に対する知識が低く、日本語の理解が十分でない外国人なども含まれる。

(2) 災害時要援護者の本市の現状

区 分	人 数	総人口に 占める割合	備 考
高齢者（65歳以上）	42,863人	21.71%	住民基本台帳（H20.1.31）
ひとり暮らし	1,980人	1.00%	高齢介護課（H20.1.31）
寝たきり	290人	0.15%	
身体障害児・者	6,289人	3.19%	障害福祉課（H19.9.30）
視覚障害者	476人	0.24%	
聴覚平衡障害	731人	0.37%	
音声言語障害			
肢体不自由	3,279人	1.66%	
内 部 障 害	1,803人	0.91%	
知的障害児・者	1,219人	0.62%	
精神障害者	471人	0.24%	
難病患者	902人	0.46%	保健福祉事務所（H18.3.31）
乳幼児（0～5歳）	9,718人	4.92%	住民基本台帳（H20.2.29）
外 国 人	1,798人	0.91%	外国人登録（H20.2.29）
総 人 口	197,414人	100.0%	住民基本台帳（H20.2.29）

※ 難病患者は、特定疾患認定患者数

※ 区分ごとに重複して計上されている人数が不明であるため、合計人数は記載していない。

※ 区分ごとに調査日が異なるが、総人口数に占める割合は H20.2.29 現在の総人口数を基に算出した。

4 災害時要援護者の特徴

災害時要援護者は適切な防災行動をとることが困難となる個々の特徴があり、その特性は個人差も大きく程度も千差万別であるが、「神奈川県指針」は、災害時要援護者の特徴と主な留意事項を次のように示している。

区 分		一般的な特徴（○）と主な留意事項（●）
高 齢 者	一人暮らし	○ 災害情報の覚知が遅れる場合がある。特に、介護を必要としている場合は、力が衰え行動が遅くなる場合がある。 ● 迅速な情報伝達及び支援者、介助者による避難誘導等が必要である。
	寝たきり	○ 自力で避難できず、また、自分の状況を伝達すること及び自分で判断し、行動することが困難な場合がある。 ● 安否確認及び状況把握が不可欠であり、避難誘導時には支援者、介助者等の援助が必要である。
	認知症	○ 自分の状況を伝達すること及び自分で判断し行動することが困難である。 ● 必ず支援者、介助者による避難誘導が必要である。
身 体 障 害 者	視覚障害者	○ 視覚による災害情報の覚知が不可能又は困難な場合が多い。 ● 音声による情報伝達及び状況説明が必要である。また、一般的には、家族、支援者、介助者などによる避難誘導が不可欠である。
	聴覚障害者	○ 音声による避難・誘導指示の認識や、通常の会話によるコミュニケーションが不可能又は困難な場合が多い。 ● 文字をボードに記入するなど、視覚情報（文字、絵図等）を活用した情報伝達や状況説明が不可欠であり、できれば手話通訳者等の協力を得ることが望ましい。
	言語障害者	○ 通常の会話によるコミュニケーションが困難な場合が多い。全身性障害者のように、他の重い障害を伴う人も多い。 ● 本人や家族等からの十分な聞き取りや、聞き取った内容を繰り返すことによる確認、さらに可能であれば、筆談、手話等による状況把握が必要である。
	肢体不自由者	○ 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。特に、重度の全身性障害者の場合、自宅内の移動も困難な場合がある。 ● 避難誘導には、一般的には、車椅子等の補助器具とともに、家族、支援者、介助者等による介助が必要である。（重度の障害者の場合には不可欠）

内部障害者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内蔵の機能障害により日常生活が著しい制限を受ける場合が多い。 ● 障害の内容に応じた日常生活用具若しくは医療機器等の確保又は人工透析等の医療対応が必要であり、人工呼吸療法を行っている難病患者など、災害時に緊急対応が必要な場合もある。
精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時には、環境の変化により精神的な動揺が激しくなる場合がある。常時服薬が必要とされる人が多い。 ● 継続的な服薬が確保されるよう、医療機関などと連携した支援が必要である。
知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報や状況を正確に把握、理解、判断することや、自らの状況を人に伝えることが困難な場合が多い。人によっては、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合や、身体障害などが重複している場合もある。 ● 避難誘導には、一般的には、家族、支援者、介助者等による介助が必要であり、重複障害の場合には、車椅子等の補助器具が必要な場合もある。
乳幼児・小学生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自力で災害情報の把握や避難が難しく、全面的に大人の支援が必要である。 ● 保護者等による適切な誘導が必要である。被災状況によっては保育所等への緊急入所等の措置が必要である。
妊婦	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に避難行動が遅くなる傾向がある。 ● 介助者による誘導等が必要である。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本語を十分理解できない場合がある。また、地震を知らないなど、日本の災害事情や災害時の対応に関する知識が不足している場合がある。 ● 多言語に翻訳したり、やさしく平易な日本語を用いた情報提供が必要である。
難病患者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の避難行動に介助が必要となることが多い。 ● 継続的な医療の確保が必要である。
人工透析者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 週2～3日、血液透析を受ける必要がある。 ● 血液透析を受けられるような体制を整備する必要がある。

※ 要援護者の区分は、一つの目安として利用することが必要である。例えば、視覚障害と聴覚障害の2つの障害がある方には「触手話」等が必要となるが、その担い手は、非常に少ないのが現状であり、対応が困難であることが想定される。

※ 共通する主な留意事項として、いずれの対象者に対しても、情報を伝える際には、やさしい言葉、わかりやすい言葉で、また、文字は大きく、読みやすく、必要に応

じて簡単な図等一目でわかるものを利用することが有効である。

5 災害時要援護者支援の体制整備

(1) 基本的な考え方

災害時要援護者の安全を災害発生時において確保するためには、災害時要援護者のそれぞれの状況（障害の内容、程度など）に応じた的確な支援が必要となるため、地域では、災害時要援護者の状況の把握や災害時要援護者を想定した訓練、住民同士による支援体制づくりなど平常時からの取り組みをすすめておくことが基本となる。

また、多くの災害時要援護者が入所している社会福祉施設等（社会福祉施設、介護老人保健施設、病院等）は、施設利用者の安全確保など適切な対応を図るため、平常時から防災体制の整備に心がける必要がある。

(2) 市における支援体制

市では、災害時に膨大な災害関連業務が発生することが予想され、そのような中で災害時要援護者に対する支援が迅速かつ円滑に行われるよう、災害時要援護者支援の体制を確立し、災害時要援護者にかかる情報の伝達・管理体制や安否確認、避難誘導の指揮・命令系統を明確にしておく必要がある。

(3) 関係団体等との協力関係

災害発生に備え、市、警察、消防、保健福祉事務所などの行政機関や自主防災組織、自治会等の地域コミュニティ、民生委員児童委員、社会福祉協議会、老人クラブ、障害者団体等の福祉関係者・関係団体等が相互に連携をとり、災害時の協力体制を確立しておくことが必要である。また、人工透析を受けていたり、在宅で酸素吸入している患者等は、医療行為が受けられなくなると生命にかかわることから、地域の医療機関との連携が必要となるので、日頃から、これら関係団体間で連携をとり、災害時における協力体制を確立しておくことが必要である。

(4) 広域応援体制

災害の規模によっては、地域全体が被災し、一自治体のみでは円滑な災害時要援護者支援を行うことができないことも想定されるため、大規模災害時における応援協定等により他の市町村等との広域応援体制を確保することが必要であり、広域応援は、災害により被害を受けるおそれの小さい地域から受けることができるような体制づくりが必要である。

第2編 災害時要援護者支援マニュアル

第1章 突発型災害への対応

1 災害に備えた事前対策

(1) 要援護の在宅高齢者、障害者等の所在情報の把握、管理

市では、災害発生直後の安否確認、不明者の搜索、救出等に活用するため、「地域防災計画」に基づき、在宅の高齢者、障害者等の災害時要援護者所在マップを地区ごとに作成し、関係機関に配布する。災害時要援護者所在マップは、定期的（毎月）に更新し、常に新しい情報を反映させるとともに、災害時要援護者の災害時要援護者所在マップへの登録を進める。

地域では、民生委員・児童委員が、自主防災組織、地区社協、ボランティアと協力し、日ごろから災害時要援護者の把握に努める。

また、個人情報の取り扱いに十分配慮しながら、要援護者の所在情報の収集及び管理を行う。

(2) 情報伝達網の整備

市では、災害時に迅速かつ的確な情報伝達と指示ができるよう、地域への情報伝達手段を複数確保するとともに、支援の中心となる自主防災組織への伝達網に加え、民生委員・児童委員や社会福祉協議会への情報伝達網を整備する。

さらに、防災無線等により情報を入手するのが困難な要援護の在宅高齢者（ひとり暮らし高齢者等）や在宅障害者（単身の聴覚・視覚障害者等）への情報伝達網の整備に向けた検討を関係部局で進める。

(3) 安否確認、避難誘導體制の整備

災害の発災直後の要援護者の安否確認は、自主防災組織が、民生委員児童委員など地域住民の協力を得ながら行い、避難所までの避難誘導も行うこととなるので、市では、支援体制の整備を自主防災組織とともに進め、地域の連携を強化する。

また、要援護者の避難支援者の指定や要援護者個々の支援プランの作成は、発災時の避難支援対策に有効であるが、プライバシーの保護に配慮する必要があることから、作成方法について自主防災組織等の関係団体と検討を進める。

(4) 医療体制の確保

市では、在宅の人工呼吸器装着者、酸素供給装置装着者や人工透析等の継続治療が受けられなくなる要援護者を、医療機関等に搬送し速やかに治療等を受けられる医療体制を確保する。

(5) 生活支援体制の整備

市では、災害発生後における要援護の在宅高齢者・障害者等の状況の把握及び生

活支援、仮設住宅入居者への生活支援体制の整備を進める。

(6) 社会福祉施設等の要援護者受け入れ体制の確立

市では、社会福祉施設等への緊急入所が必要な在宅高齢者、障害者等の受け入れ体制の整備を社会福祉施設設置者とともに進める。

(7) 要援護の高齢者、障害者等に配慮した避難所等における食料品、資材、施設整備

市では、食料品、生活必需品、資機材の備蓄や安定供給を受ける体制と施設の整備を進める。

(8) 要援護の在宅高齢者、障害者等に対するメンタルケア体制の整備

市では、被災した要援護の在宅高齢者、障害者等に対する医療・相談・メンタルケア等を行う巡回支援チームや防災ボランティアによる支援体制の整備を関係団体とともに進める。

2 災害発生直後の対応

(1) 災害時要援護の在宅高齢者、障害者等の安否確認、避難誘導

市では、市災害対策本部の設置とともに、福祉救援部内に「市災害時要援護者支援班」を設置し、自主防災組織や民生委員児童委員等と協力し 48 時間以内を目処に災害時要援護者の安否確認を行う。

要援護者の安否確認、避難誘導方法、役割分担は、別紙フローのとおり。

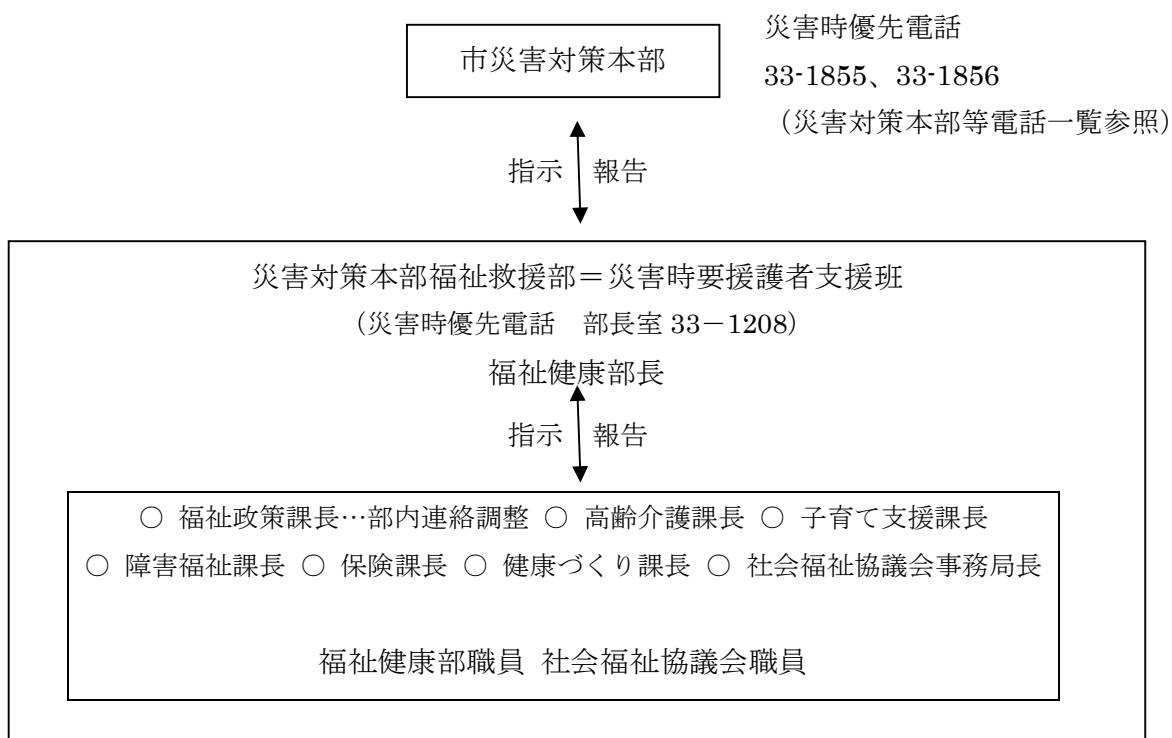
(2) 施設入所者及び災害発生時に施設内にいた通所者等の安否確認

当該施設が安否確認を行い、市では、福祉施設の被害状況等の確認時に通所者等の状況を把握する。

(3) 避難所における応急活動

市では、避難所の設置に際し、要援護の高齢者、障害者等に配慮し、出入口などの段差の解消、通路の確保の設置などを行うとともに、一般の人と居住区域を分けるなどの要援護者に配慮した応急的な入所対応を行う。

突発型災害が発生した場合の災害時要援護者対策に係る組織図



- (事務分掌)

 - 災害発生時の要援護者の安否確認及びその取りまとめについて
 - 避難所・在宅の要援護者の実態把握及び福祉サービスのニーズ調査について
 - 避難所の要援護者の巡回・相談について

(事務分担)

 - 庶務担当
 - 調査担当
 - 巡回・相談担当

福祉健康部人員配置状況（地区配備職員を除く・平成19年度）

福祉政策課	高齢介護課	子育て支援課	障害福祉課	保険課	健康づくり課	合計
12人	16人	67人 うち保育所 56人	11人	20人	24人	150人 うち保育所 56人

◎災害対策本部等電話番号一覧

名 称	設置場所	電話番号
災害対策本部	庁議室	33-1209 33-1850 衛星携帯電話 090-4523-7611 090-3402-1643
本部事務局	防災情報処理室	33-1358 33-1850 33-1855 33-1856 33-1943 33-1944 33-1945 33-1948 33-1952 33-1953 33-1954 33-1955 33-1956
各部連絡待機場所	301 会議室	33-1884

◎地区拠点

名 称	設置場所	電話番号	携帯電話番号
本庁支部	全員協議会室	33-1790	090-3200-8843
片浦支部	片浦支所	29-0121	090-3245-6705
早川支部	早川支所	22-6202	090-3245-6792
大窪支部	大窪支部	22-6417	090-3202-4978
中央A支部	スポーツ会館	23-2465	090-3092-7034
中央B支部	町田小学校	34-5290	090-3092-7258
富水支部	いずみ	37-9111	090-3092-7068
桜井支部	桜井支所	36-0303	090-3092-7254
曾我支部	曾我支所	42-1636	090-3092-7620
上府中支部	上府中支所	42-1628	090-3061-5083
下曾我支部	下曾我支所	42-0954	090-3090-9984
豊川支部	豊川支所	36-5222	090-3092-7209
下府中支部	川東タウンセンター	47-1515	090-3061-5018
酒匂支部	保健センター	47-0820	090-3061-5031
国府津支部	国府公民館	48-2035	090-3091-1535
橘支部	橘支所	43-0111	090-3092-1022

*網掛けは、災害時優先電話

◎広域避難所・仮設救護所

名 称	電 話	携帯番号	F A X 番号
三の丸小学校	22-5164	090-8581-3140	22-6191
新玉小学校	22-5167	090-8581-6368	22-6216
足柄小学校	34-1314	090-8583-2344	32-7564
芦子小学校	34-8244	090-8583-2198	32-7469
名 称	電 話	携帯番号	F A X 番号

大窪小学校	22-1309	090-8583-2145	24-6808
早川小学校	22-4892	090-8583-2437	22-0928
山王小学校	35-2654	090-8583-2441	32-7544
久野小学校	35-3530	090-8583-2452	32-7549
富水小学校	36-3291	090-8583-2456	36-1294
町田小学校	34-5290	090-3092-7258	32-7294
桜井小学校	36-0451	090-8583-2458	36-0475
片浦小学校	29-0250	090-8583-2402	29-1276
東富水小学	36-3236	090-8583-2409	36-0974
報徳小学校	37-2800	090-8583-2422	37-5124
下府中小学	47-3364	090-8583-2425	49-6804
千代小学校	42-1650	090-8583-2417	42-6784
下曾我小学	42-1607	090-8583-2421	42-5098
国府津小学	48-1777	090-8583-2468	49-6792
酒匂小学校	47-3660	090-8583-2405	49-6759
曾我小学校	42-2278	090-8583-2473	42-5239
前羽小学校	43-0331	090-8585-6731	43-3489
下中小学校	43-0610	090-8585-6736	43-3674
矢作小学校	48-1286	090-8585-6879	49-6791
豊川小学校	36-8551	090-8585-6858	36-1425
富士見小学	48-7116	090-8585-6589	49-6798

◎救援物資等ターミナル

名 称	携帯番号
明治製菓(株)足柄工場	090-1534-9233
小田原アリーナ・東富水小	090-8583-2409
下水道右岸処理場	090-3200-8334
鐘紡(株)小田原工場	090-1535-0095
白山中学校	090-1535-0285
上府中公園	090-1535-0354
印刷局小田原工場	090-1535-0455
川東タウンセンター	090-3061-5018
西湘地区体育センター	090-1535-0550
下水道左岸処理場	
中村原埋立処分場	090-1535-0793

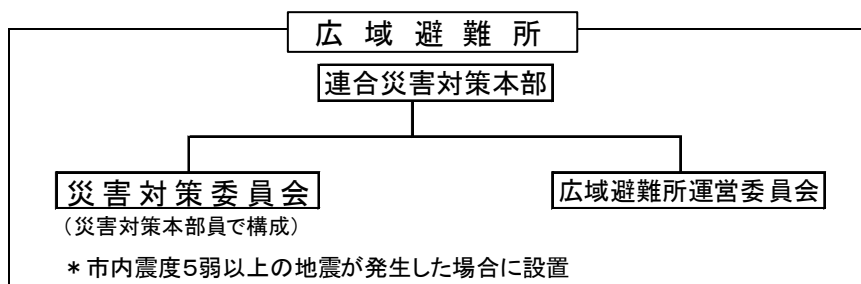
災害発生時の地域住民の避難体制及び情報伝達体制

災害発生時の被災者（避難者）の行動

自主防災組織では、避難者の基本的な行動として、家族等の安否確認の後、地域内の「一時避難場所」に集合し、地域住民相互の安否確認を行い、被災現場での救出や救助等の活動を行いながら、必要に応じ広域避難所に避難することとなっているが、避難方法は、これに限るものでなく、広域避難所に直接避難したり、それ以外の場所（車の中、自宅の庭先、自宅付近でテント等に避難）に避難することが想定される。

災害発生時、自主防災組織を中心に設置する組織

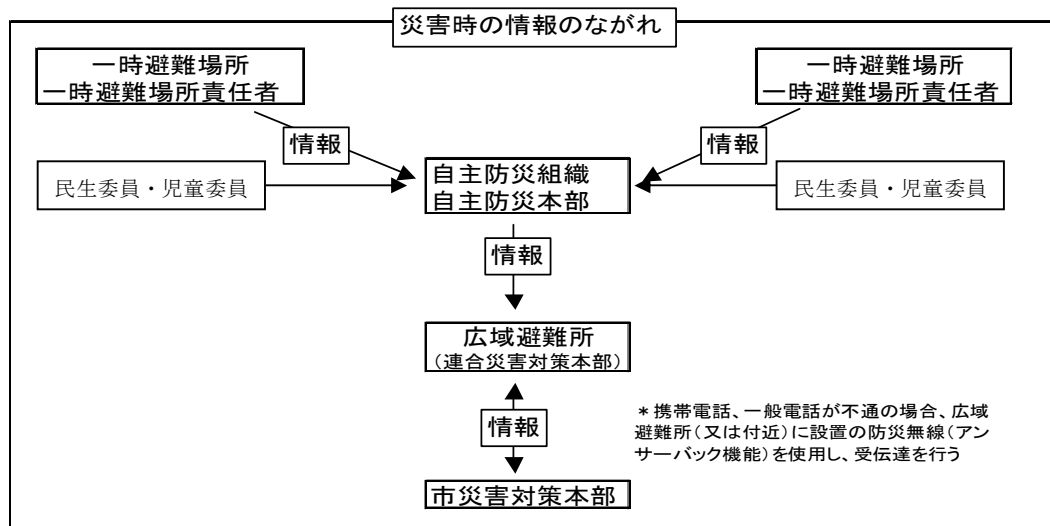
- 災害発生後、出来る限り早い時期に広域避難所グラウンド内に、広域避難所運営委員会（この委員会は、避難施設の安全確認後、避難施設内に設置されることとなる）が機能するまでの間、各自主防災組織の代表者「災害対策本部員」により「災害対策委員会」を設置し、主に直接、広域避難所に避難する人の対応を行う。（この委員会は、広域避難所開設後、広域避難所運営委員会に統合される。）



- 自主防災組織は、地域内に「自主防災本部」を設置する。（主に地区公民館など）
- 一時避難場所（地域内に複数の場合あり）に、「一時避難場所責任者」が置かれる。

地域の情報集約体系

- 住民の避難状況等の情報伝達は、情報の一元化を図るため、原則として広域避難所と市災害対策本部のみで行うこととし、次により集約することが基本となる。



自主防災組織の災害時要援護者班の役割

班 名	平 常 時	非 常 時
災害時 要援護 者 班	<p>1 災害時要援護者の把握に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会長（防災本部長）や民生委員と協力し災害時要援護者の所在や生活状況等の把握に努める。 <p>2 災害時要援護者に対する情報提供に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者の身体的特性などに応じた災害情報の把握方法（防災行政用無線、FMおだわら、小田原ケーブルテレビ、防災メール等）を検討する。 ・自治会からの情報伝達方法、避難経路及び避難場所を周知する。 <p>3 災害時要援護者の支援者の確保に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民による避難等の協力方法について地域内で検討する。 ・専門的な知識をもつ人材（例えば、看護師など）の把握に努める。 	<p>1 災害時要援護者の避難に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組内など隣近所の声をかけによる安否確認を行い、一時避難所等への避難支援を行う。 ・避難支援は、複数人で行う。人材が確保できない場合は、一時避難場所等に行き、支援者の確保に努める。 ・地元の福祉関係団体等と協力し避難の支援を行う。 ・地区内の要援護者の安否確認結果を、一時避難場所の責任者を通じ自主防災本部へ報告する。 ・災害時要援護者の避難行動は、比較的長い時間を要するため、地震災害以外（例えば風水害や土砂災害）の避難については、要援護者と連絡をとり、安全な避難が行われるよう努める。 <p>2 民生委員・児童委員等との調整に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員との連絡を密にし、情報等の共有化に努める。 <p>3 災害時要援護者に対する情報提供に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者の身体的特性や風水害等の悪天候などにより、情報が伝達されていないことも想定されるため、適宜情報提供を行う。 <p>4 一般ボランティアとの連絡・調整に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要援護者が必要とする援助の把握に努め、市内外から訪れるボランティアに情報提供する。 ・ボランティアの活動がスムーズに行われるよう調整を図る。

要援護の在宅高齢者、障害者等安否確認フロー①(発災直後)

災 害 発 生

↓

自主防災組織災害時要援護者班、民生委員・児童委員は、『要援護者所在マップ』に登録されている要援護者宅に訪問または電話等で安否確認を行う。

↓

自主防災組織災害時要援護者班、民生委員・児童委員は、安否確認の結果を単位自治会の自主防災本部へ報告する。
自主防災本部は、安否確認の結果を、広域避難所の連合災害対策本部へ報告する。
連合災害対策本部は、広域避難所の避難者名簿と安否確認の報告とを要援護者所在マップと照合する。

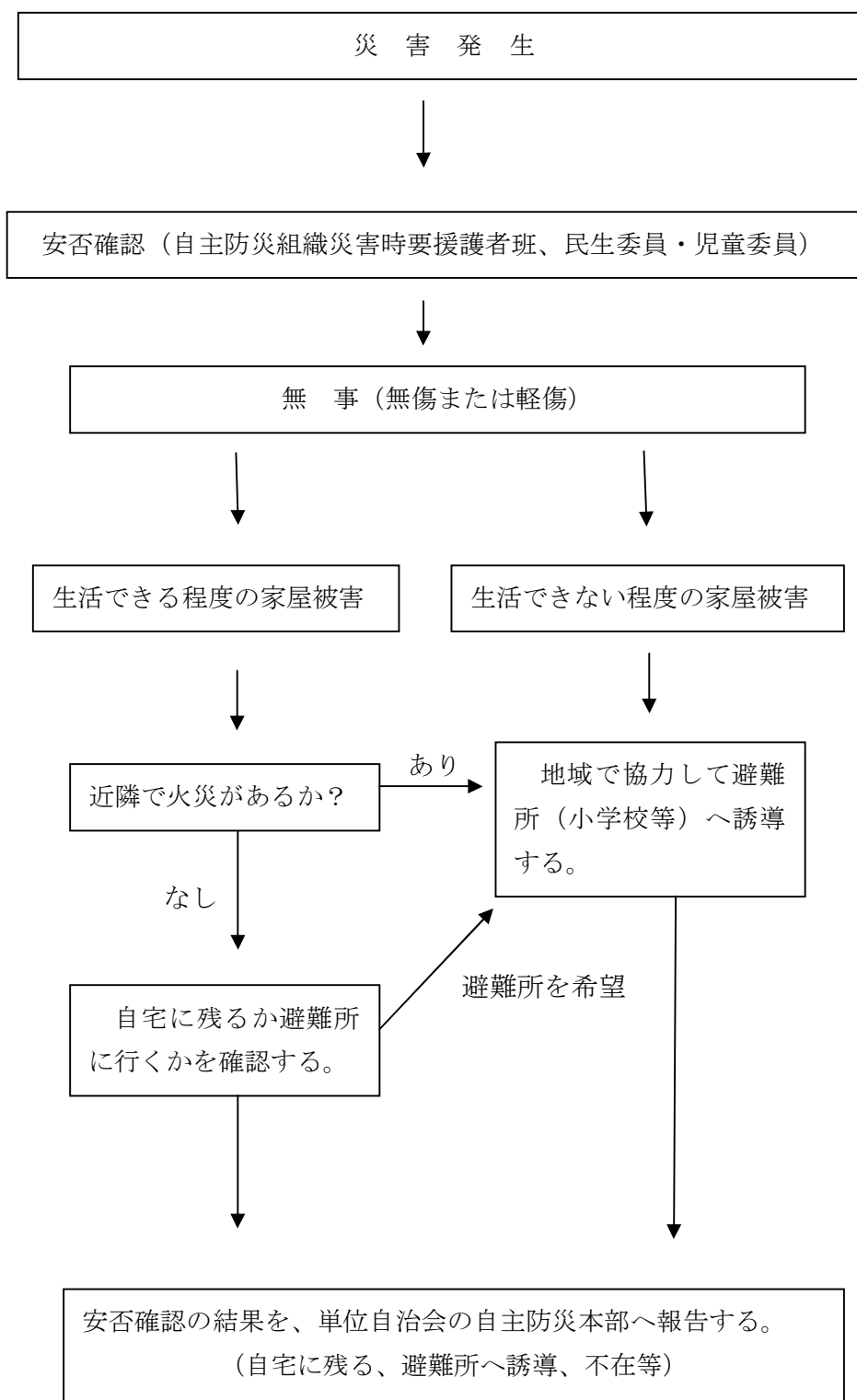
↓

安否確認がとれない要援護者については、再度、自主防災組織災害時要援護者班、民生委員・児童委員が、地域住民と協力し安否確認を行う。

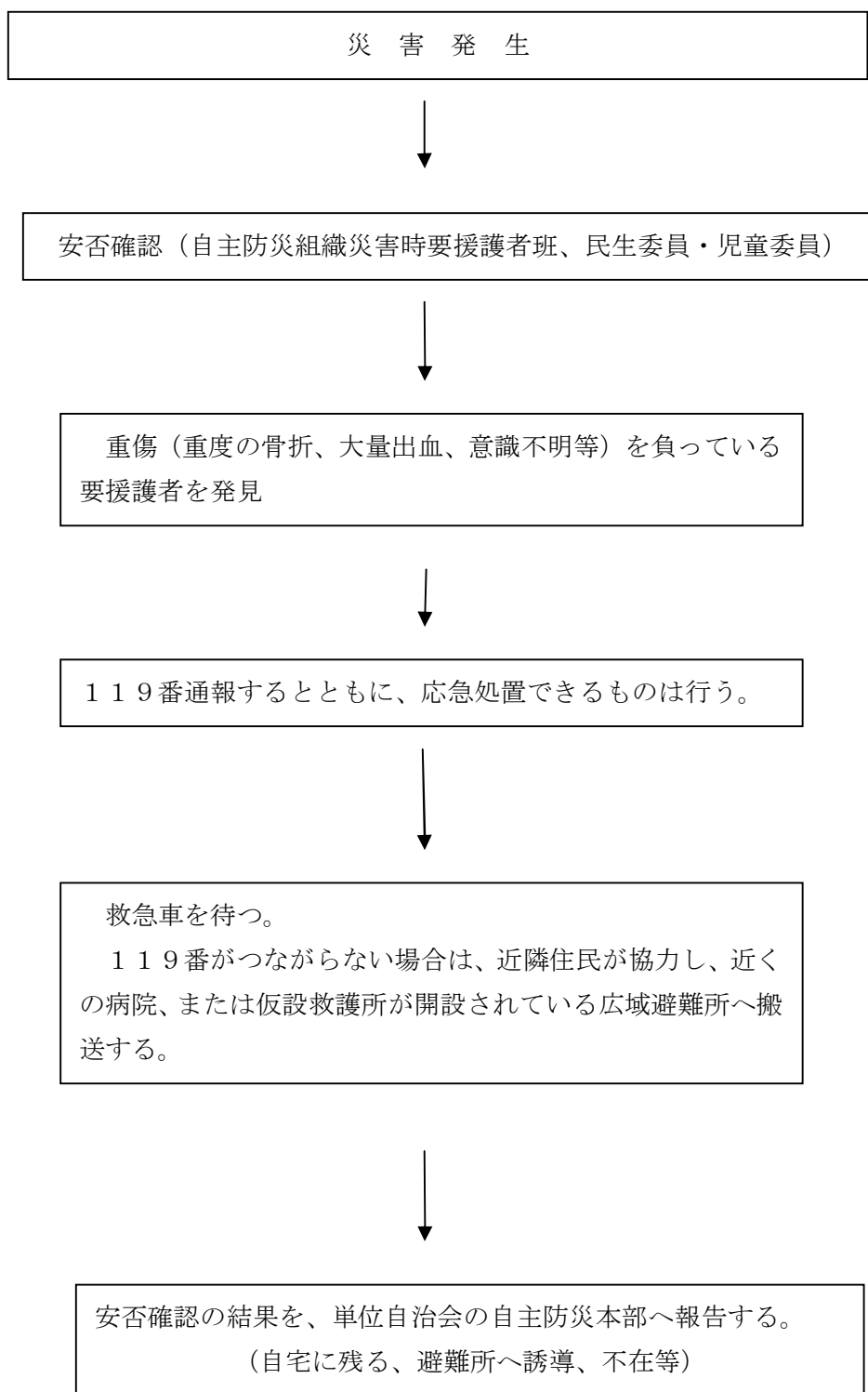
↓

連合災害対策本部は、安否確認の結果を市災害対策本部へ報告する。市災害対策本部の福祉救援部は、安否確認情報の集約を行い、安否確認がとれない要援護者については、警察等との協議を行い関係機関へ捜索依頼をする。

要援護の在宅高齢者、障害者等安否確認フロー②【無事だった場合】

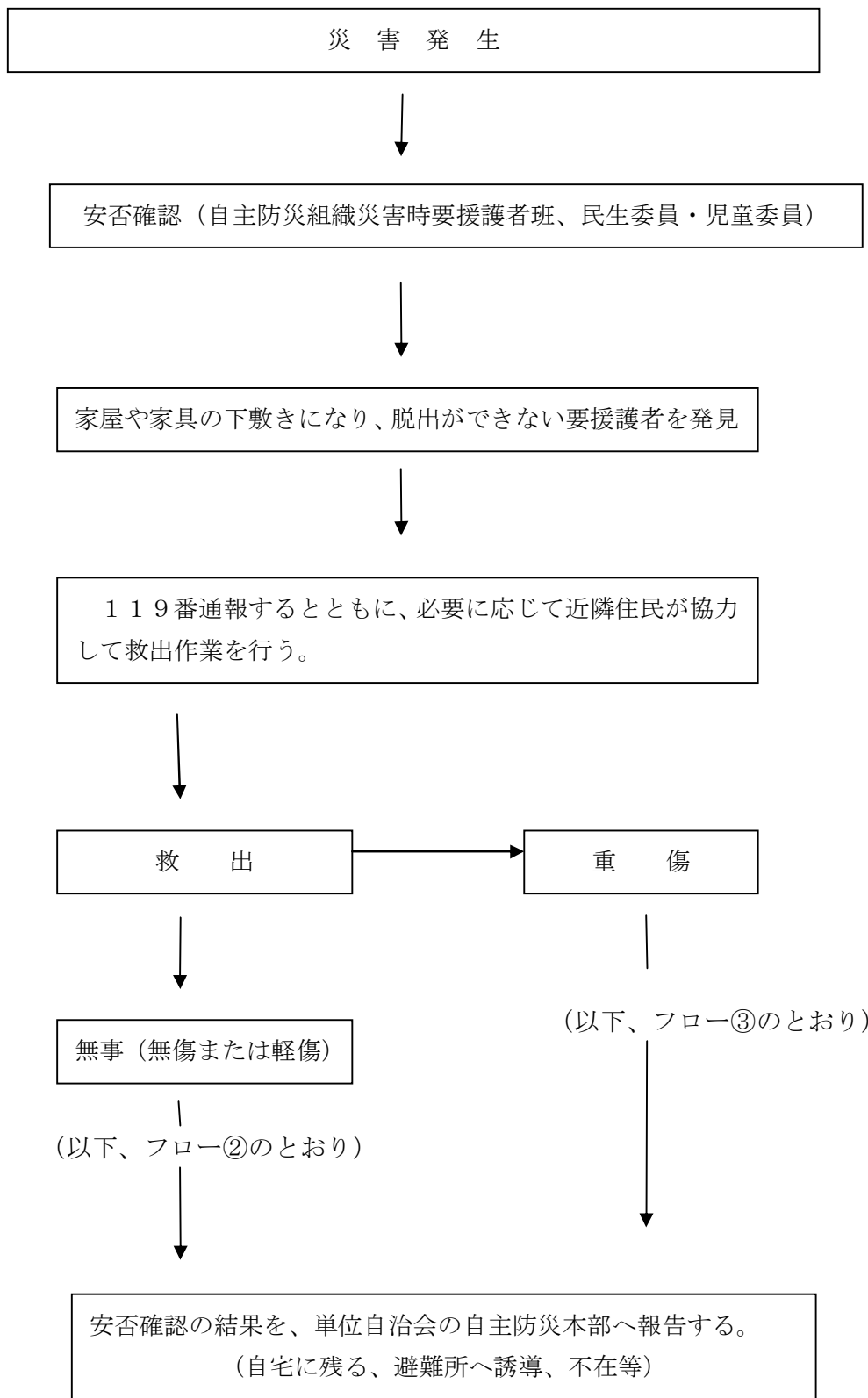


要援護の在宅高齢者、障害者等安否確認フロー③【重傷を負っている場合】



要援護の在宅高齢者、障害者等安否確認フロー④

【家屋等の下敷きになり脱出できない場合】



3 災害発生後の対応

広域避難所等における生活の長期化が予想される場合は、市災害対策本部の各部や広域避難所運営委員会、民間ボランティア等の関係機関と協議しながら、次により要援護者の支援を行う。

(1) 避難所における要援護者への支援

市では、高齢者、障害者、児童等の医療・メンタルケアを行う「市災害時要援護者班」を組織し、避難所等を巡回し安定した避難生活が送れるよう、県保健福祉事務所等の関係機関とともに各種の福祉相談に応じ情報提供を行うなど、要援護者の生活支援を行う。

避難所等での生活が困難な高齢者、障害者等は、広域避難所運営委員会での協議の上、市の社会福祉施設へ収容するほか、常時介護を必要とする方や福祉施設での生活が困難な方は、民間の特別養護老人ホームなどに収容する。

(2) 在宅の要援護の高齢者、障害者等への支援

市では、被災した要援護者の在宅生活を支えるため、「市災害時要援護者班」を組織し、地域内を巡回し、高齢者、障害者等の所在や生活状況を把握するとともに、各種の福祉相談に応じ情報提供を行い、関係機関や民間のサービス提供事業者等と連携し、継続的な保健福祉サービスの提供を行う。

在宅での生活が困難な高齢者、障害者等は、広域避難所及び市の社会福祉施設へ収容するほか、常時介護を必要とする方や福祉施設での生活が困難な方は、民間の特別養護老人ホームなどに収容する。

(3) 仮設住宅の入居及び生活支援

避難所生活の長期化に伴い、仮設住宅を設置する場合は、要援護の高齢者、障害者等については、入居手続きを優先して行う。

要援護者が入居する仮設住宅は、冷暖房器具、洋式トイレ、入口の段差解消等、要援護者に配慮したバリアフリー仕様とする。

市では、自治会や民生委員・児童委員等とともに、仮設住宅に入居している要援護の高齢者、障害者等の生活状況の把握に努め、生活支援を継続的に行う。

(4) 中長期的なメンタルケアの実施

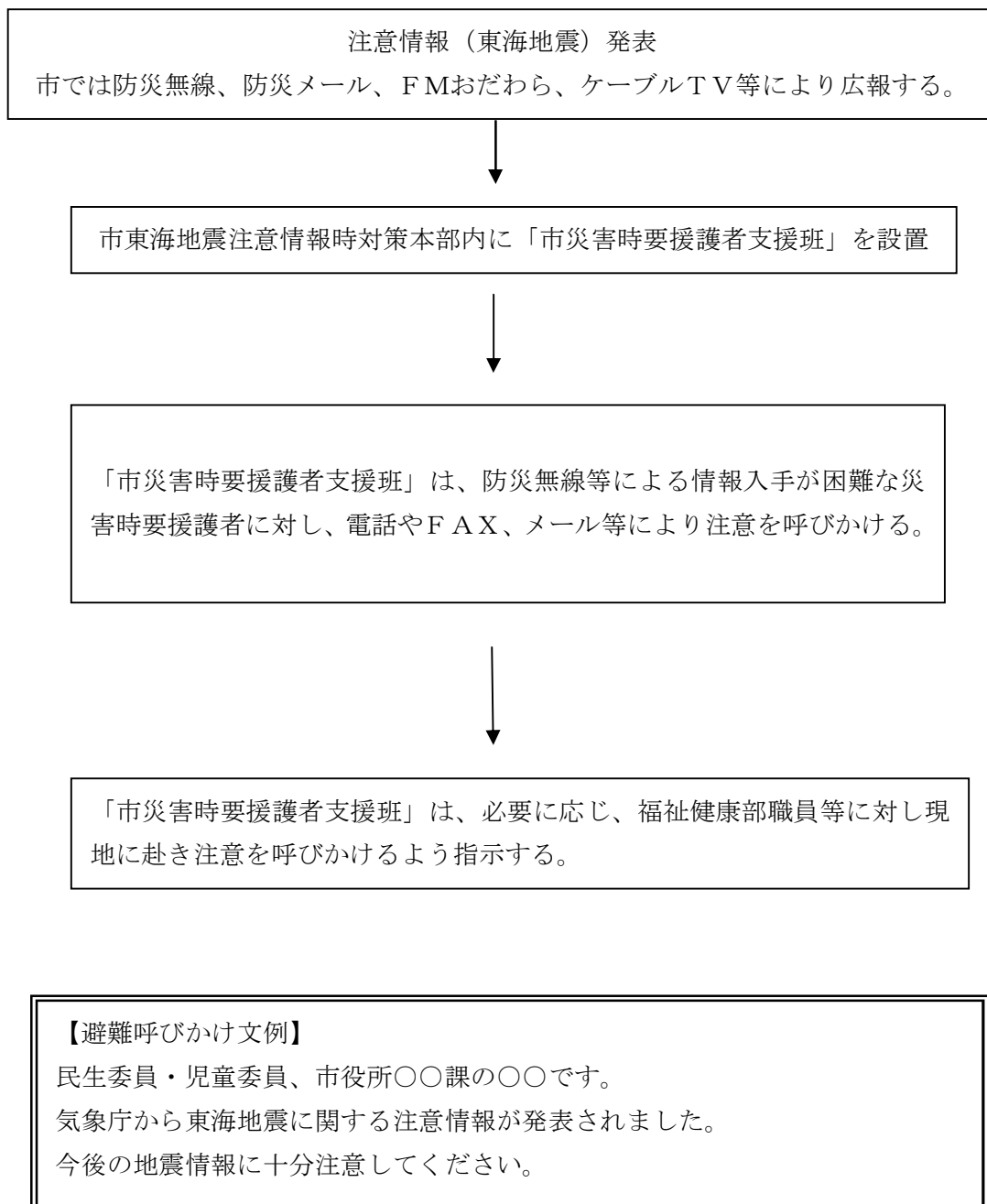
市では、要援護の高齢者、障害者、児童のメンタルケアを受け持つ巡回相談行い、各避難所及び被災地域を調査し、災害時要援護者の状況に応じたメンタルケア施策を検討し実施する。

第2章 予知型災害への対応

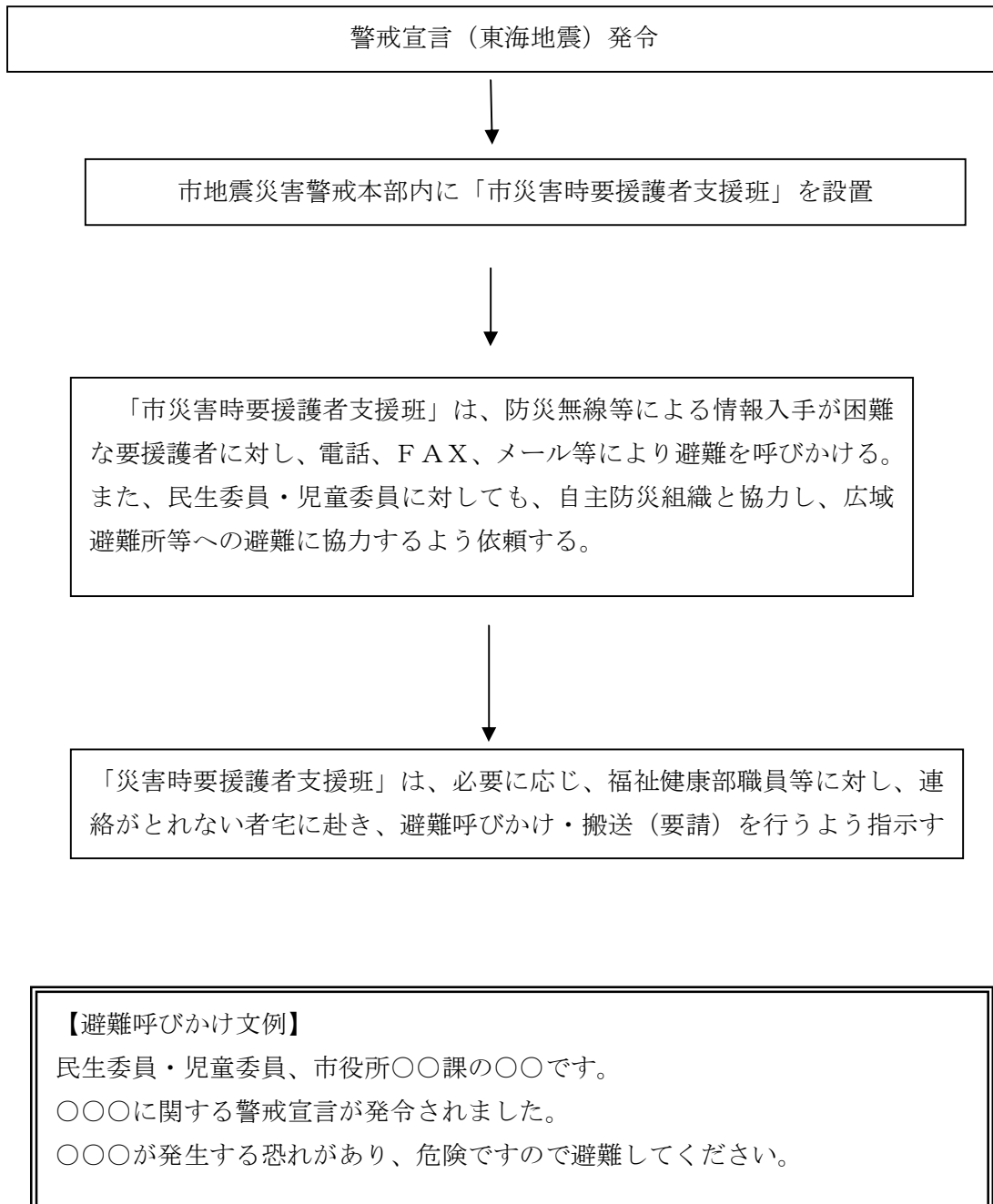
1 災害に備えた事前対策

第1章 突発型災害への対応に同じ。

2 東海地震注意情報が発表された場合の対応



3 東海地震警戒宣言が発令された場合の対応



4 気象警報等により避難勧告等が発令された場合の対応

気象警報（津波、洪水、土砂災害等）により避難準備情報、避難勧告、避難指示発令
市では防災無線、防災メール、FMおだわら、ケーブルTV等により広報する。

市災害対策本部福祉救援部内に「市災害時要援護者支援班」を設置

「市災害時要援護者支援班」は、防災無線等による情報入手が困難な要援護者に対し、電話、FAX、メール等により避難を呼びかける。また、民生委員・児童委員に対しても、自主防災組織と協力し、広域避難所等への避難に協力するよう依頼する。

「災害時要援護者支援班」は、必要に応じ、福祉健康部職員等に対し、連絡がとれない者宅に赴き、避難呼びかけ・搬送（要請）を行うよう指示する。

【避難呼びかけ文例】

民生委員・児童委員、市役所〇〇課の〇〇です。
〇〇地区に〇〇に関する避難準備情報が発令されました。
〇〇〇が発生する恐れがありますので、いつでも避難できる準備をしてください。

【避難勧告呼びかけ文例】

民生委員・児童委員、市役所〇〇課の〇〇です。
〇〇〇に関する避難勧告が発令されました。
〇〇〇が発生する恐れがありますので、〇〇避難所に避難してください。

参考 避難の3類型と住民に求める行動

種類	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 情報	災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者は、避難場所等への避難行動を開始 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等の避難行動を開始
避難勧告	通常避難行動が出来る者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	すべての住民は決められた避難場所へ避難する。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動をただちに完了 未だに避難していない対象住民は、ただちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

東海地震注意情報の発表及び警戒宣言が発令された場合の
災害時要援護者対策に係る組織図

注意情報発表 → 市東海地震注意情報時対策本部
警戒宣言発令 → 市災害対策本部

指示 ↑ 報告 ↓

災害時要援護者支援班
(災害時優先電話 部長室 33-1208)

福祉健康部長

指示 ↑ 報告 ↓

○ 福祉政策課長…部内連絡調整 ○ 高齢介護課長 ○ 子育て支援課長
○ 障害福祉課長 ○ 保険課長 ○ 健康づくり課長 ○ 社会福祉協議会事務局長

福祉健康部職員 社会福祉協議会職員 民生委員・児童委員

5 災害発生後の対応

第1章 突発型災害への対応

2 災害発生直後の対応及び3 災害発生後の対応に同じ。

資料編

1 要援護の高齢者実践的取組モデル

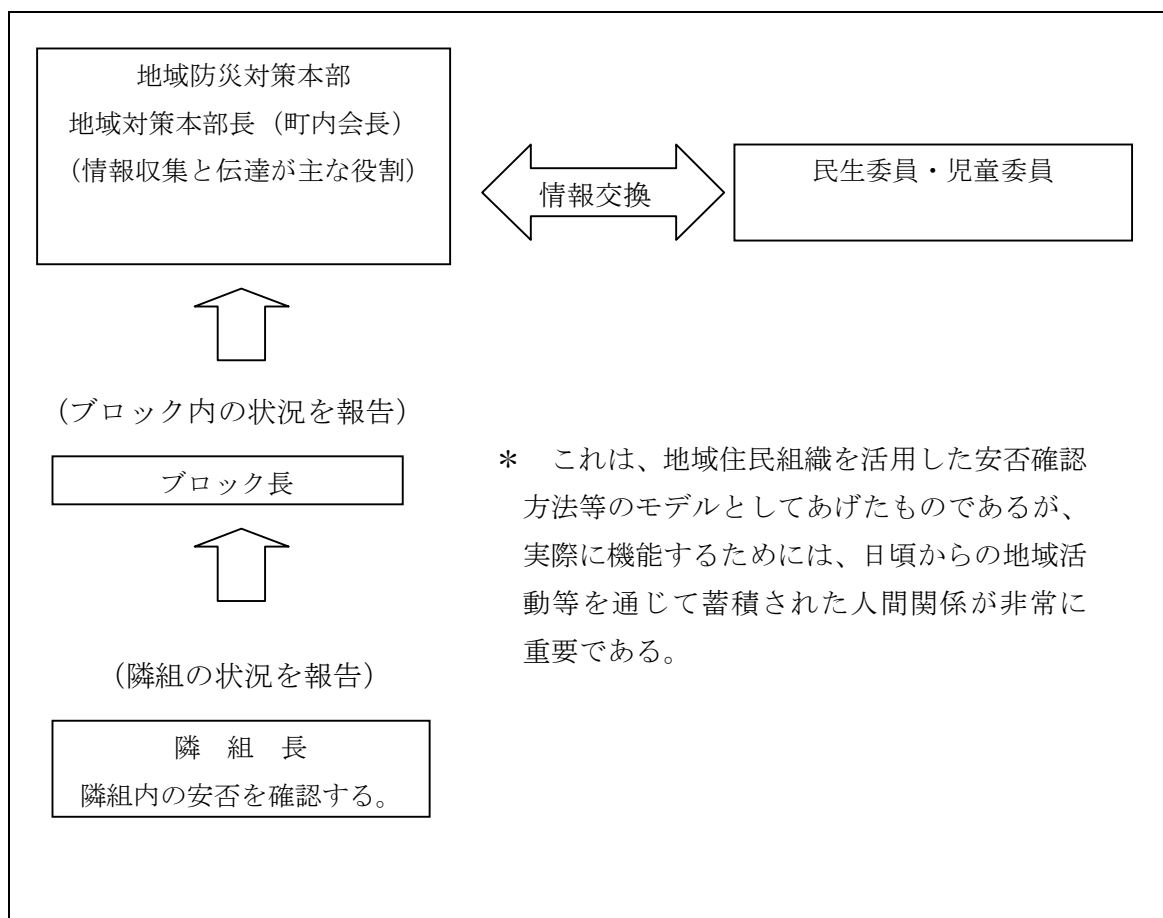
(神奈川県災害時における要援護者支援マニュアル作成指針から抜粋)

(1) 地域におけるネットワークづくりのモデル

地域内に自治会長を本部長とする地域防災対策本部を設置し、この地域防災対策本部は、できる限り定期的に、開催し、地域住民の防災意識の高揚と意思統一に努める。

事前に要援護者の救出や避難場所への誘導等について、避難支援者、介護者及び民生委員児童委員等を交えて話し合いを持つことが必要であり、災害時には、把握している個人情報を実際に救助救出する機関等に提供する場合等があり得ることについて、あらかじめ合意をとることが必要である。

地域における安否確認とネットワークづくりのモデル図



理が生じやすい。

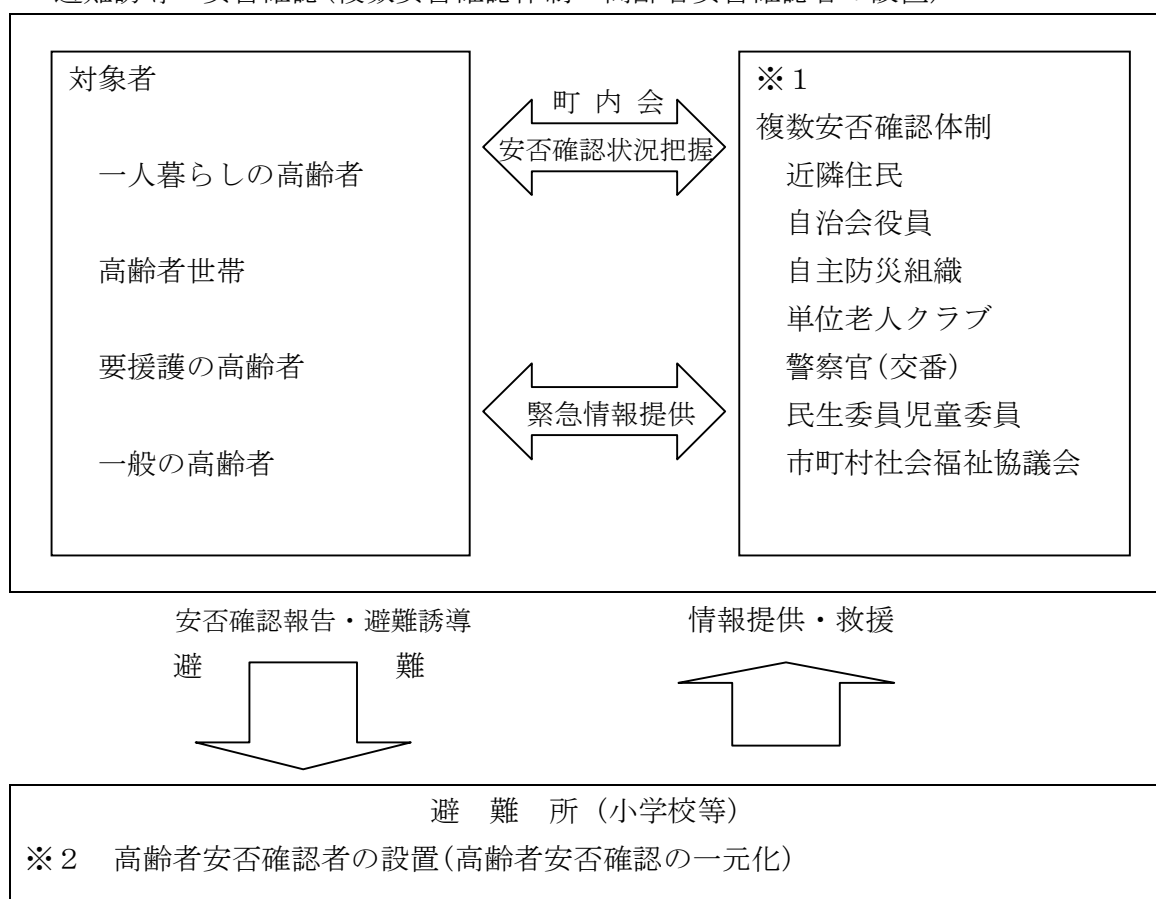
要援護の高齢者が入所するエリア	健常者が入所するエリア
<ul style="list-style-type: none"> ● 要援護の高齢者に必要なケアを提供する役割を担う。 ● 必要な体制としては、介護の専門知識や技術を備えた者を配置することが必要である（医師、看護師、ホームヘルパー、医療・福祉ボランティア）。 ● 連絡調整役として民生委員・児童委員がかかわっていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般健常者を中心としたエリアについては、地域の隣組長等が運営の中心的役割を担う。

イ 緊急避難から避難所生活が始まり定着する時期の対応(2～3日から2週間経過)
 要援護の高齢者のケースへの避難所生活における対応には、次のようなものが挙げられるが、優先度を考慮して対応する必要がある。

時 間 軸	必 要 な 対 応	優 先 度		主 な 施 策 主 体
		高	低	
2日～3日経過	避難所に避難することが出来ない心身状況の悪い悪循環の高齢者に対する在宅ケアの提供 <ul style="list-style-type: none"> ● 避難所への「高齢者支援チーム」の派遣開始 ● ボランティアの被災地への派遣調整 ● 避難所での応急在宅ケアの提供 	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村 ● 県、市町村、県・市町村社会福祉協議会など ● 市町村の体制が整うまでの間は、福祉ボランティアが中心
1週間経過	<ul style="list-style-type: none"> ● 温かい食事や高齢者向けの食事の 	○		<ul style="list-style-type: none"> ● 一般ボランティア

エ 時間的経過で見た高齢者支援ネットワークモデル図

- 災害直後から緊急救出・救援期の対応(災害発生から2～3日経過)
- ・避難誘導・安否確認(複数安否確認体制・高齢者安否確認者の設置)



※1 複数安否確認体制

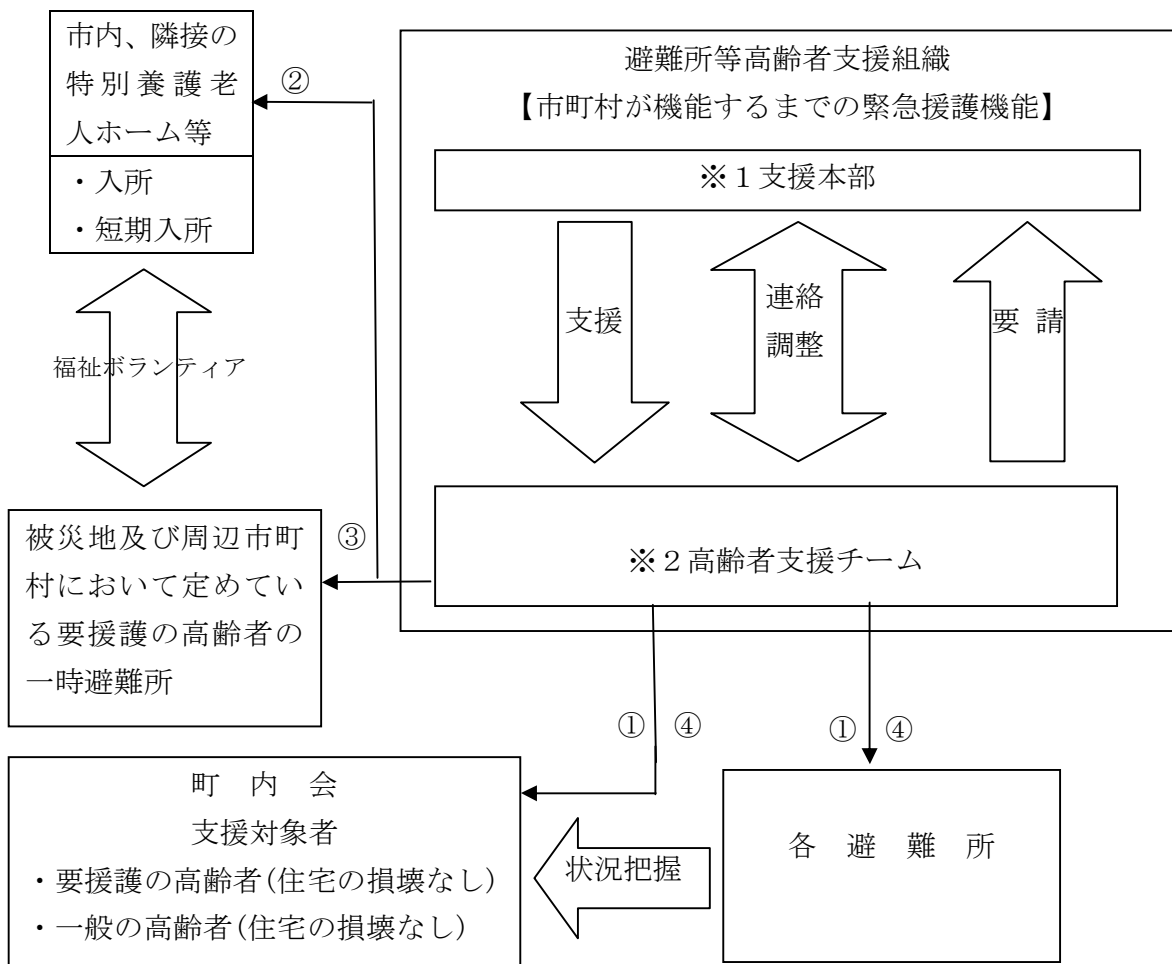
- ・ 避難所へ避難した後、元気に動ける人は、できる範囲で、それぞれの所属する組織の名簿等から安否確認を行い、また、救援・情報提供を行う。安否確認については、避難所高齢者安否確認者に連絡する(可能なら名簿を届ける。)
- ・ 地域警察官、民生委員児童委員は、可能な範囲で、高齢者の安否状況を避難所の高齢者安否確認者に報告する(なお、警察官、民生委員児童委員は広域を所管していると考えられるため、複数の避難所に連絡するようになる。)

※2 高齢者安否確認者

- ・ 高齢者の安否確認の一元化を図るため、避難所の体制の中に高齢者安否確認者を置く。例えば、学校関係者、市町村関係者、自治会・町内会関係者などが考えられる。
- ・ 高齢者安否確認者は、住民基本台帳等を基に作成した災害時安否確認リストを所有し、複数安否確認体制からの連絡で安否を確認し、一元化し、市町村災害対策本部へ連絡する。

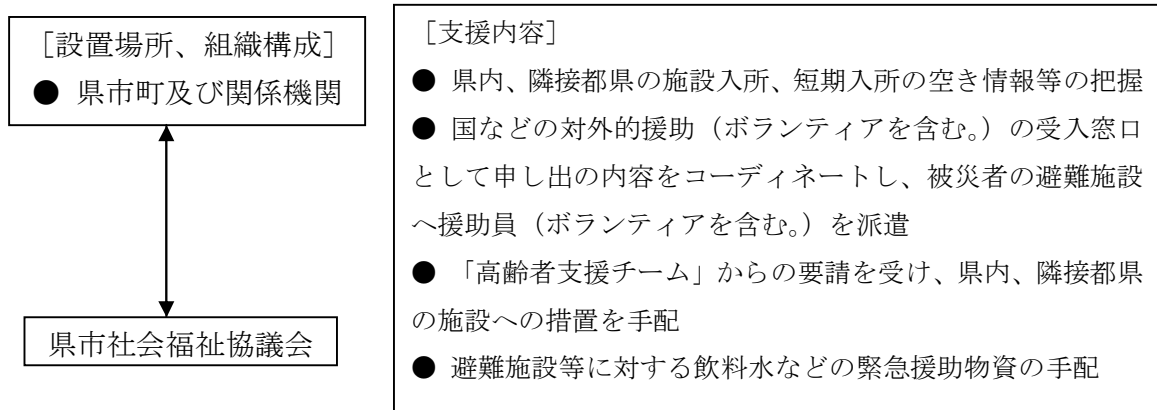
- 緊急避難から避難所生活が始まり定着する時期の対応(2~3日から2週間経過)

支援組織を介した被災者に対する支援活動の着手



※1 支援本部

- 災害の報によりできるだけ早く支援本部を立ち上げる



※2 高齢者支援チーム

- 発災後、高齢者支援チームを地域包括支援センター又は、在宅介護支援センター等に設置

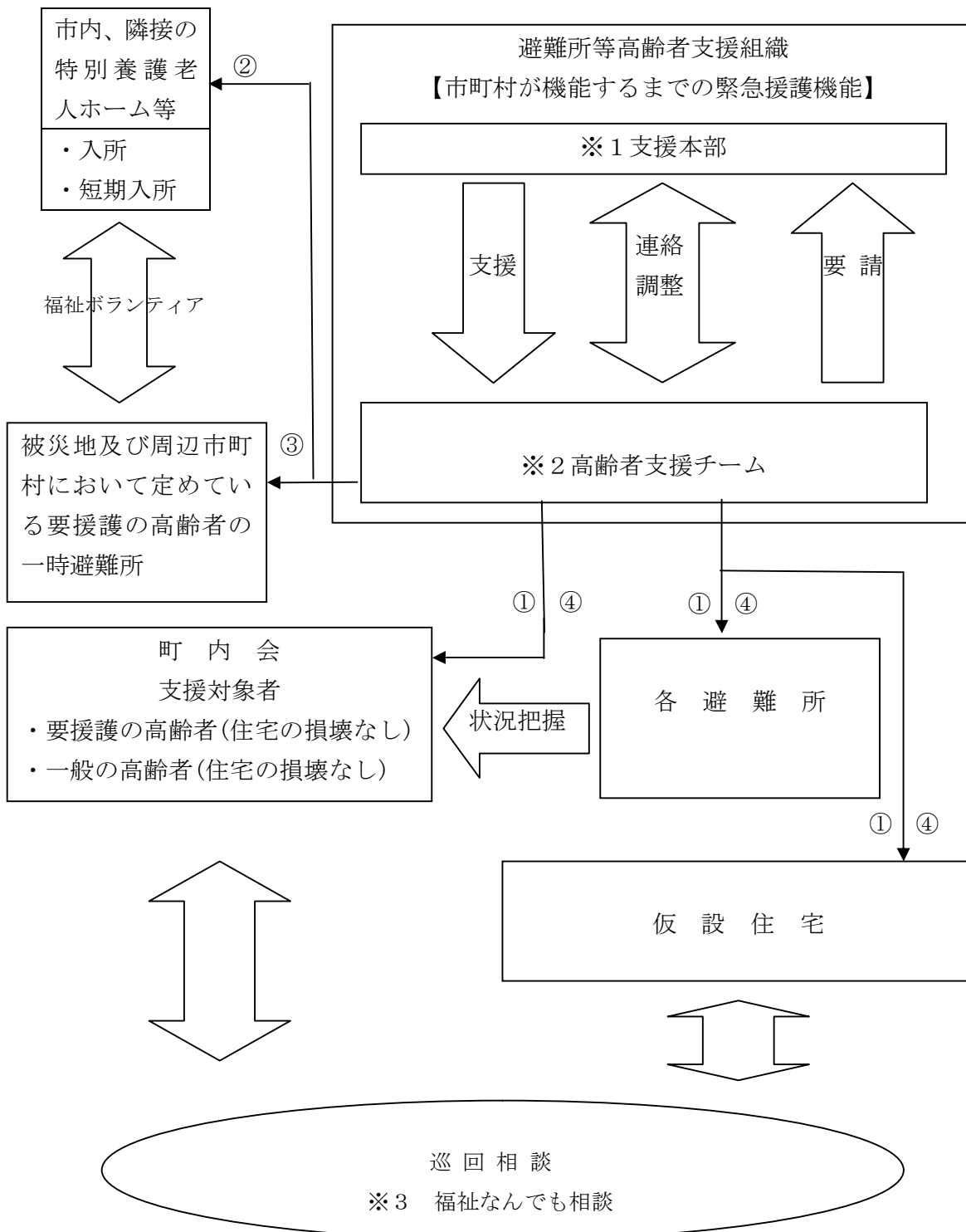
市町村においては、日ごろからチームの編成について、関係する各機関に理解を求め、災害時に迅速に対応しうる体制づくりをすることが望ましい。

また、安否調査カードを作成する等の工夫により、チーム相互で情報の共有化を図るとともに、支援本部とのミーティングを数多く実施して、適切な情報管理を行うことが重要である。

<p>[組織構成]</p> <ul style="list-style-type: none">● 地域包括支援センター又は在宅介護支援センターの職員● 支援センター併設の特別養護老人ホーム等の職員● 市町村社会福祉協議会の職員● 民生委員児童委員● ケアマネジャー・ホームヘルパー● ボランティア等	<p>[支援活動]</p> <ul style="list-style-type: none">● ① 避難所、被災地の巡回（避難すらできない在宅の要援護の高齢者がいることに留意）● ② 重度の要援護の高齢者については、支援本部に要請し、可能な限り特養などへの入所・短期入所を依頼● ③ 虚弱高齢者については、市町村等で定めている一時避難所へ一時避難を依頼● ④ その他要援護の高齢者については、ホームヘルパーの派遣等必要なサービスの提供を依頼
---	---

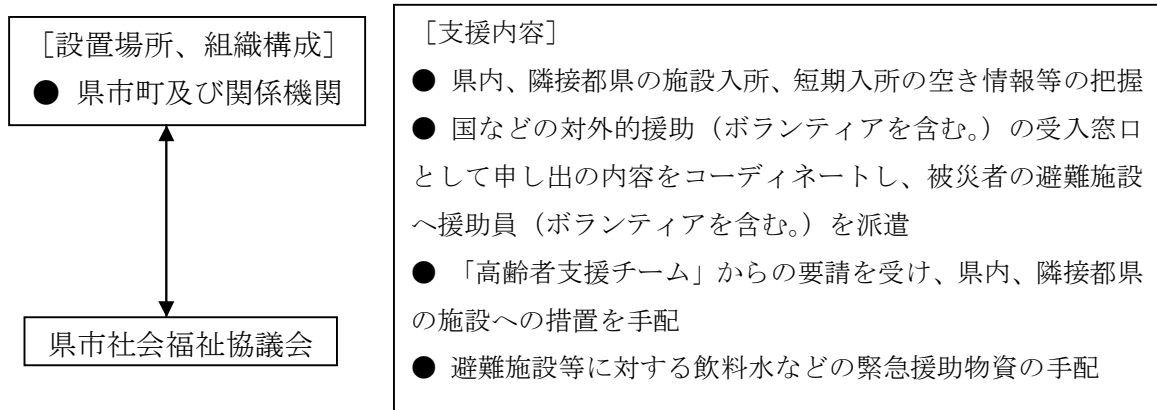
- 避難所生活が継続しつつも、応急復旧・復興が始まる時期の対応（2週間以降）

支援組織を介した被災者に対する支援活動の着手



※1 支援本部

- 災害の報によりできるだけ早く支援本部を立ち上げる

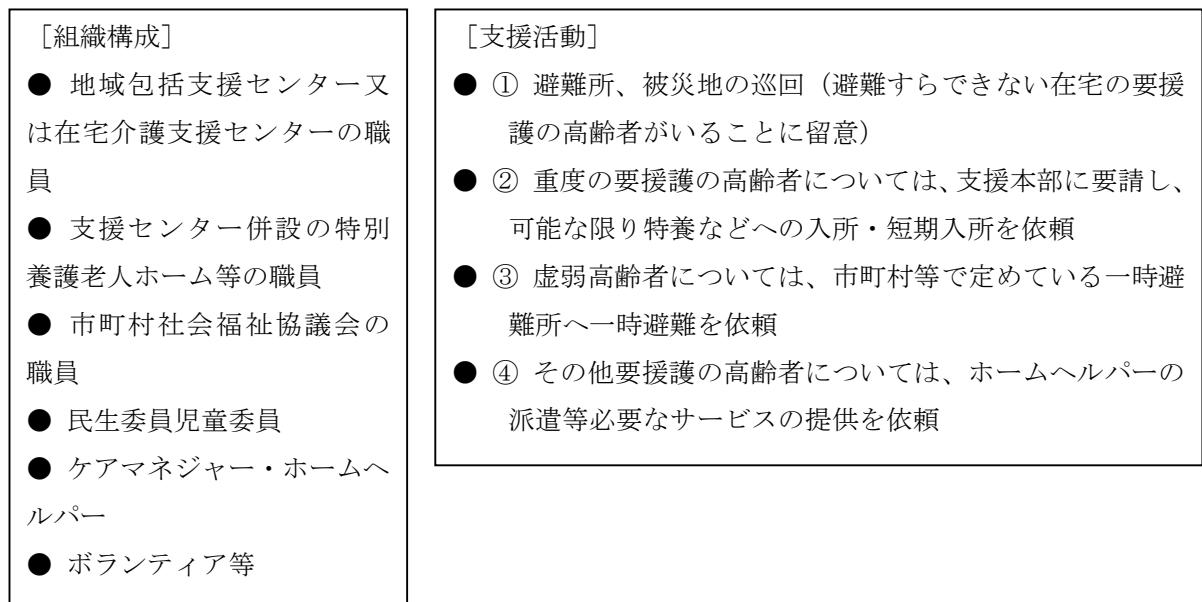


※2 高齢者支援チーム

- 発災後、高齢者支援チームを地域包括支援センター又は、在宅介護支援センター等に設置

市町村においては、日ごろからチームの編成について、関係する各機関に理解を求め、災害時に迅速に対応しうる体制づくりをすることが望ましい。

また、安否調査カードを作成する等の工夫により、チーム相互で情報の共有化を図るとともに、支援本部とのミーティングを数多く実施して、適切な情報管理を行うことが重要である。



※3 福祉なんでも相談開設

要援護者のための「福祉なんでも相談」を開設し、県及び市町村の職員が対応する。

2 小田原市地域防災計画（抜粋）

第2編 基本計画

第1章 災害予防計画

第13節 災害時要援護者予防対策計画

1 社会福祉施設対策

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設の利用者は、ねたきり老人や心身障害者(児)等いわゆる「災害時要援護者」であることから、施設の耐震化を推進する等施設そのものの安全性を高めるとともに、土砂災害から守るため、施設の管理者に対して危険箇所及び危険区域、避難場所、警戒避難基準等の情報の提供に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧等に必要なる非常用自家発電機等の防災資機材の整備を行う。

(2) 社会福祉施設への収容

災害時における自力避難困難者に対する避難誘導、輸送等については、近隣住民の協力により行う。

特に、広域避難所での対応が困難となつた要援護者については、広域避難所運営委員会において保健師、ケースワーカーなどと協議し、市内の福祉施設に家族単位で収容する。

また、重度障害者や寝たきり高齢者などの常時介護を必要とする者及び市内の福祉施設に収容が困難になつた者については、民間特別養護老人ホーム等の福祉施設の協力を得て行い、市は、その収容に関し必要な支援を行う。

なお、民間福祉施設との協定の締結については、福祉救援部(福祉政策課)が検討するものとする。

(3) 組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防や、災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における通報連絡や入所者の避難誘導體制は、職員が手薄であることや、照明の確保が困難であること等悪条件が重なることから、これらの点を十分配慮した組織体制を確保する。

また、施設の管理者は、市との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態

等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(4) 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化に資するため、市の指導のもとに緊急連絡体制を整える。

(5) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

また、施設職員や入所者が、災害等の切迫した危機的状況下でも適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的に行うよう努める。この場合、職員の非常参集体制を併せて整備する。

2 在宅者対策

(1) 所在マップの作成

ア 市は、災害時に一人暮らし老人、寝たきり老人及び障害者等災害時要援護者の所在を正確に把握し、救出及び避難誘導するため、災害時要援護者を記載した所在マップを民生委員・児童委員の協力のもとに地区別に作成する。

イ 所在マップは、次に掲げる要援護者を明示する。

高齢者	一人暮らし老人 寝たきり老人 痴呆性老人 虚弱老人
障害者	身体障害者手帳 1 級及び 2 級の者 療育手帳 A1 及び A2 の者
母子世帯	就学前の乳幼児のいる世帯
その他	必要と認める者

ウ 所在マップは、災害時要援護者個人のプライバシーに十分配慮し、福祉救援部各班、防災本部長(各自治会長)、市社会福祉協議会、消防機関、警察機関及び民生委員・児童委員に配布する。

なお、所在情報の更新については、定期的に行う。

(2) 緊急通報システム等の整備

市は、一人暮らし老人及び単身の障害者等の安全を確保するため、緊急通報システム等の整備に努めるとともに、在宅者の安全性を高める。

(3) 防災知識の普及・啓発

災害時における災害時要援護者の避難誘導及び安否確認については、近隣住民の協力が不可欠であることから、県、市及び社会福祉協議会は、市民に対し、パンフレット等を配布するとともに、特に災害時要援護者及びその家族に対しては、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるように努める。

3 病院入院患者等対策

病院・診療所等施設管理者は、入院中にねたきり老人及び新生児、乳幼児、重症患者等自力で避難することができない患者等について、看護師詰所に隣接した病室やできるかぎり低層階等の避難救出が容易な病室に収容するなど、特別な配慮をするよう努めなければならない。

<ページ追加>

※ 該当する区分を○で囲んでください。

災害弱者所在マップ掲載同意書 (高齢者・障害者・その他)

災害弱者所在マップに表示と氏名等を掲載することについて同意いたします。

【同意日】平成 年 月 日

(ふりがな)
1 氏名 _____ 性別(男・女)

生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日 (_____ 歳)

(ふりがな)
世帯主 _____

2 住所 小田原市 _____

連絡先(電話番号) _____

自治会名 _____

3 本人及び世帯の状況(一人暮らし・寝たきり、肢体障害○級、視覚障害○級、家族と同居など)

4 その他、特記事項や知っておいてもらいたいことがありましたらご記入ください。

5 地区担当民生委員児童委員(民生委員児童委員の方がご記入ください。)

氏名 _____

第2編 基本計画

第2章 災害応急対策計画

第7-1節 広域避難所の開設・運営

1 広域避難所の開設

(1) 開設の場所

ア 広域避難所は、災害の状況及び規模に応じ、市の第1・2避難収容部(以下「避難収容部」という。)が、施設の安全を確認の上、市立小学校(25校)に開設する。

イ 広域避難所に収容することが不可能な場合は、市立中学校(12校)を活用する。

なお、これらの中学校(広域避難所二次施設)については、応援部隊(自衛隊、警察、消防等)の宿泊施設としても位置付ける。

ウ 広域避難所及び広域避難所二次施設に収容することが不可能な場合は、市内公共施設(サンサンヒルズ、川東タウンセンター、総合文化体育館、尊徳記念館、かもめ図書館等)、既存のその他の施設(地域の公民館等)を活用する。

(2) 開設の時期

災害発生から、なるべく早い時期に、被害状況等に応じ災害対策本部(以下「本部」という。)の指示により開設する。

(3) 施設の提供及び管理

施設管理者(校長)は、避難所の用に供する施設の部分を明示して提供するものとし、入所した被災者の管理は、市長が自主防災組織、教職員等の協力を得て実施する。

(4) 広域避難所開設時の措置

避難収容部の職員は、次の点に留意して広域避難所を開設する。

ア 広域避難所の開設にあたっては、当該施設管理者(校長)及び教職員等に協力を求め、被災者の円滑な入所、保護に努める。

イ 被災者の入所・保護に当たっては、施設が安全性を有するかを判断し、安全性に欠けると認められるときは、本部に報告し安全措置を講じるか、または本部の指示を受け、他の安全な施設に誘導する。

(5) 開設状況の報告(広域避難所配置の市職員)

広域避難所の開設状況等に係る次の事項を、電話又はファクシミリ等を使用して本部に報告しなければならない。

ア 広域避難所名及び発信職員氏名

イ 開設日時

ウ 収容人員及び世帯数

- エ 必要物品等(飲料水・食糧・衣類・寝具その他)
- オ 流言飛語の状況

(6) 開設の周知

市長は、広域避難所を開設したときは、速やかに地域住民に周知する。

2 広域避難所への入所

(1) 対象者

- ア 住宅が被害を受け、居住の場を失った者
- イ 現に被害を受け、速やかに避難しなければならない者
- ウ 災害によって現に被害を受ける恐れのある者

(2) 避難者の誘導

- ア 広域避難所の施設内への誘導については、市職員、自主防災組織及び教職員等関係者が行う。
- イ 避難順序は、後日の授業再開に備え、体育館・空き教室・特別教室・普通教室の順に入所させる。
- ウ 体育館は、できる限り端より詰め、通路を確保する。
- エ 妊産婦、傷病者、心身障害者、老人及び幼児等の災害時要援護者を、配慮して避難させる。
- オ 経路については、可能な限り事前に安全確認するとともに、危険箇所にロープ張りや表示を行うほか、状況により誘導員を配置して事故防止に努める。特に、夜間においては、可能な範囲での照明を確保し、安全確保に努める。
- カ 大規模な災害発生の場合、通常想定される上記ア～オの危機管理システムが機能しない場合が起り得るので、住民が自発的に避難指定場所に向かい決められた行動がとれるように、平常時からの啓発に努める。

3 広域避難所の組織及び運営

(1) 市職員の役割

広域避難所配置の市職員は、自主防災組織、施設管理者とともに避難所の運営主体となり、ボランティア及び警察官(仮設救護所を併設する広域避難所にあつては、医師及び仮設救護所配置の市職員を含む。)の協力を得て、次の事項を実施する。

- ア 負傷者に対する応急の救護及び搬送
- イ 避難した者を避難者カード(様式第1)により掌握する。
- ウ 避難所周辺の火災等の状況の確認
- エ 避難した者への情報の伝達
- オ 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示及び保護者への引き渡し
- カ 避難所運営に必要となる組織(市職員、教職員、自主防災組織、ボランティア)

を基本的な役割に従って編成する。

- キ 施設管理者と協議し、施設のうちの使用禁止部分を表示し、避難者に周知する。
- ク 可能な限り避難所間において連絡を取り合い、保管物品等で融通し合える物品等の情報交換を行い、柔軟な対応を行う。
- ケ 避難所内の衛生管理に特に注意し、措置が必要と思われるときは、本部の指示を受ける。
- コ 原則として、食糧その他の物資の配分については、自主防災組織の給食給水班及びボランティア等の協力を得て公平に行う。
- サ 市内各小学校区ごとに設置されている広域避難所運営委員会(以下「運営委員会」という。)を定期的開催し、避難所の平穏かつ融和が図られるよう運営に努める。
- シ 上記会議における要望等は、速やかにとりまとめの上、本部に報告する。
- ス 必要物品等については、開設状況の報告に準じて、避難所名、収容人員及び世帯数と合わせ本部に報告する。
- セ 本部との連絡を密にし、各避難所間に格差が生じないように努める。

(2) 組織、編成

ア 基本的役割

(ア) 市

- a 原則として、1 避難所に複数の職員を配置する。
- b 原則として、1 避難所につき負傷者搬送、災害時要援護者支援、物資搬入、仕分け(配分)、保管及び炊き出しに係る民間ボランティアを派遣する。
- c 避難所で必要な物品等を調達、配給する。
- d 市長は、必要に応じて小田原警察署に対し、警察官の配置を要請する。

(イ) 学校

- a 児童・生徒の安全を確保し保護者に引き渡した後、避難所の運営に協力する。
- b 学校の休業期間中の発災の場合は、児童・生徒の安否確認の業務等と並行して、避難所の運営に協力する。

(ウ) 自主防災組織

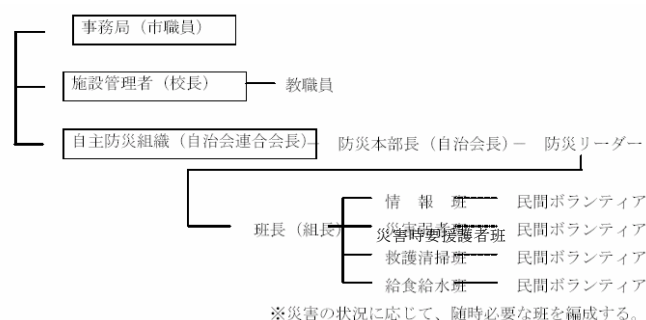
既存の班(組)の編成替を行い、情報(兼警備)班、災害時要援護者班、救護清掃班、給食給水班等を必要に応じて組織し、主体性を持って避難所運営に当たる。

(エ) 民間ボランティア

民間ボランティアは、責任者の指示の下、自主防災組織に協力して避難所運営に当たる。

イ 標準的な避難所運営組織

- (ア) 各小学校に設置される運営委員会が中心となり、平常時の組織を非常時の組織に再編成して、次のとおりの標準的な避難所運営組織を速やかに編成する。
- (イ) 自主防災組織としての組織が整わない場合は、グループごとに責任者を選出し、標準的な避難所運営組織に準じた組織化を図る。また、責任者をリーダーとして会議に参加させる。
- (ウ) 民間ボランティアは、自主防災組織のサポート的な業務に当たる。会議には、責任者が参加する。



ウ 避難所運営組織の役割

- (ア) 広域避難所運営委員会〔自治会連合会長、施設管理者、事務局、防災本部長、民間ボランティア責任者等〕
 - a 本部からの情報の伝達
 - b 避難所生活でのルール徹底(清掃、ゴミの処理、トイレ清掃及び外部からの問い合わせ等)
 - c 避難者からの要望等を防災リーダーがとりまとめて防災本部長を通じて自治会連合会長に提出
 - d 各班の作業内容等の確認
 - e 各班の作業に当たっての要望等を防災リーダーがとりまとめて防災本部長を通じて自治会連合会長に提出
- (イ) 施設管理者との打合わせ会議(事務局及び施設管理者)
 - a 本部からの情報の伝達
 - b 避難所運営に必要となる学校が所有する器材(洗濯機、掃除機等)の使用の了解
 - c その他、避難所運営の協力を求める事項等
- (ウ) 自主防災組織
 - a 情報班(兼警備)
 - 運営委員会で決定した事項を所属する住居区域の住民に伝達するほか、次の事務を行う。
 - ①小田原市防災情報システムの入力(安否情報、ボランティア情報)
 - ②罹災証明書交付申請書の配布及び取りまとめ

③仮設住宅申込用紙の配布及び取りまとめ等

④避難所内の警備

b 災害時要援護者班

原則として、家族が介護を行うことになるが、民間ボランティア等の協力を得て、避難所に避難した災害時要援護者（一人暮らし老人、寝たきり老人、心身障害児(者)及び外国人等)の把握と避難生活の支援を行う。

また、避難所での生活が困難と思われる状況の把握と防災本部長を通じて自治会連合会長への報告を行う。

c 救護清掃班

避難所内の衛生管理の指導及び清掃を行う。

仮設救護所が設置される避難所にあつては、医師及び仮設救護所配置の市職員に協力して開設準備を行うとともに、仮設救護所若しくは医療機関等に負傷者を搬送する。

d 給食給水班(兼物品配分)

本部からの食糧及び飲料水が不足する場合や遅延する場合等においては、民間ボランティアの協力を得て必要に応じ炊き出し及びろ水機を利用した給水活動を行うほか、給水車による給水の際の秩序の維持に必要な活動を行う。

また、民間ボランティアの協力を得て本部から配送される食糧及び物品の個数を点検し、配分する。

この他、救援物資が配送された場合の搬入、仕分け及び保管を行う。

(エ) 民間ボランティア

民間ボランティアは、責任者の指示の下、自主防災組織に協力して避難所運営に当たるが、活動分野別に次のようなグループが考えられる。

a 負傷者搬送グループ

仮設救護所が設置されていない避難所においては、自主防災組織の救護清掃班に協力して、仮設救護所若しくは医療機関等に負傷者を搬送する。

また、仮設救護所が設置されている避難所では、医師の指示に基づき自主防災組織の救護清掃班に協力して必要な搬送を行う。

b 災害時要援護者支援グループ

原則として、家族が介護を行うこととするが、災害時要援護者支援グループは自主防災組織の災害時要援護者班に協力して、一人暮らし老人、寝たきり老人、心身障害者(児)及び外国人等の態様に応じて避難所生活を支援するほか、避難していない災害時要援護者の安否の確認等を行う。

c 物品搬入、仕分け(配分)、保管グループ

自主防災組織の給食給水班に協力し、本部から配送される食糧及び物品の数量の点検、各自主防災組織等に配分する数量の仕分けを行う。

また、救援物資として救援物資等ターミナル及び外部から直接避難所に配送される物品の搬入、類似品目ごとの仕分け及び保管場所への保管を行う。

食糧及び物品等については、受払簿等により管理する。

d 炊き出しグループ

自主防災組織の給食給水班に協力し、炊き出しを行う。

4 広域避難所と他の避難所等での避難生活者との関係

住居等を失い、又は住居等に留まっていた場合は危険があり、宿舎や給食等の救援を要する被災者の中には、広域避難所以外の場所で避難生活を送る者も予想される。こうした避難生活者に対しては、次により対応するものとする。

- (1) 避難者の把握に努め、避難施設の収容能力に余裕がある場合は、極力避難施設へ誘導する。
- (2) 傷病者等については、広域避難所を通じ本部の指示を受け適切な措置を講じる。
- (3) 自主防災組織の協力を得て、避難者数を把握する。
- (4) 地域情報の一本化を図るため、広域避難所との連絡を密にする。
- (5) 避難生活者に対する給食、給水、物資配給等は、広域避難所において配給を行うので、その旨周知する。
- (6) 市の応急対策の状況、医療及び生活関連情報等の伝達を行う。

5 広域避難所運営委員会

(1) 広域避難所運営委員会の設置

小学校が大地震発生時の広域避難所となる場合が多いが、極めて多数の避難者が、一定期間、臨時の生活拠点として利用することを前提に、小学校が避難者にとって秩序のとれた施設として機能することが要請されている。そこで、市内各小学校(25校)に広域避難所運営委員会を設置する。

(2) 運営委員会の組織

ア 運営委員会は、次により構成し、概ね15人以内で組織する。会長は自治会代表者、副会長は自治会代表者及び校長を充てる。

- (ア) 自治会代表者(自主防災組織)
- (イ) 学校教職員(施設管理者)
- (ウ) 市職員

イ 運営委員会の役割

運営委員会は、平常時から次に掲げる事項について検討、協議する。

- (ア) 小学校に開設される広域避難所の円滑な管理及び運営に関すること
- (イ) 広域避難所二次施設及びその他の避難所との連絡調整に関すること
- (ウ) 地震防災対策に係る情報交換及び防災訓練への参加に関すること

- (エ) 広域避難所運営マニュアルの作成に関すること
 - (オ) その他、広域避難所の管理及び運営に関し必要と認められる事項
- ウ 運営委員会の運営
- 運営委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は別に定めるものとする。

6 広域避難所における時期別の課題等

広域避難所では、発災からの時間の経過にしたがい、運営上の課題等が変化することが予想される。そこで、初動期(発災後1日～3日)、混乱継続期・復旧期(4日～14日)及び復興期(15日～)の3期に別けて、それぞれの課題等をまとめた。

(1) 広域避難所における初動期の対応(1日～3日)

ア 学校施設使用等についての調整

イ 施設の安全点検及び安全対策

- (ア)施設の安全点検のため速やかに震後診断を行う。
- (イ)避難所の建物の被害状況を、携帯電話等の通信手段により本部へ報告する。
- (ウ)余震による二次災害防止のために、落下物・転倒物・損害箇所等の点検等の安全対策を行う。
- (エ)大規模火災が付近に延焼した場合に、災害対策本部と調整の上、他の避難所等に誘導する。

ウ 傷病者等の把握と対応

- (ア)傷病者等の救護を行い、水・毛布等の備蓄品を優先的に配布する。
- (イ)医療機関及び福祉施設への移送も検討する。

エ 避難者数の把握と避難者名簿の作成及び報告

- (ア)避難者名簿は、避難者の生活支援の基礎資料であるので、小田原市防災情報システムを活用し、できるだけ早く(1日目を目標に)作成する。

オ 被災者・自主防災組織・教職員・ボランティア等への協力要請

- (ア)余震に備え、屋内での火気の使用を制限する。

カ 避難所被災者及び在宅被災者等への給食・給水・物資配給等の実施

- (ア)防災倉庫内から至急必要な物品を出し配布する。
- (イ)不足物品の品目・数量を調査し、災害対策本部へ不足物品の配送を要請する。

キ 仮設トイレの設置等必要な措置を災害対策本部へ要請

- (ア)仮設トイレを組み立てる。(水洗トイレが使用できる場合は、雑用水を確保して、使用する。)
- (イ)夜間であれば、発電機・投光機をセットする。

ク 安否確認等への対応

ケ 災害対策本部等からの情報収集

- (ア)携帯電話、防災無線により、災害対策本部との連絡を密にし、情報を収集

する。

(イ) ラジオ報道等により情報を収集する。

コ 避難者への災害関連情報の伝達

(ア) 校内放送又は携帯拡声器を準備し、これらの活用により、デマ情報等を打ち消し、正確な状況を伝える。

(イ) 避難者が正確な情報が把握できるように、できればラジオ等の受信機を配置する。

(ウ) 災害対策が開始されていることを伝える。

(エ) 火災・救助状況を伝え、概要を掲示する。

(オ) 交通機関等(道路崩壊、落橋、崖崩れ、交通渋滞又は区域)の状況、他都市の状況、災害の規模を伝える。

サ 派遣された自衛隊等との調整

(2) 広域避難所における混乱継続期及び復旧期の対応(4日～14日)

ア 避難者数の把握と避難者名簿の作成及び報告

(ア) 避難者の出入り等の動向を随時把握していく。

イ 避難施設管理者・自主防災組織・教職員・ボランティア等との避難施設運営共同体制の組織化と運営

ウ 被災者・自主防災組織・教職員・ボランティア等の各役割分担の取り決め(給食・給水・物資等の配給、介護、施設の清掃等)

エ 傷病者等の把握と処置

(ア) 状況に応じ、医療機関及び福祉施設へ移送する。

オ 安否確認等への対応

カ 市の応急対策の状況、医療及び生活関連情報、安否情報等を周知するための情報板等の設置

キ 避難所被災者及び在宅被災者等への給食・給水・物資配給等の実施

(ア) 備蓄品を公平に配布する。

(イ) 支援物品を受取り、公平に配分する。

(ウ) 給食人員の取りまとめ(避難所人員と在宅要給食人員の把握)と本部への連絡

ク 避難所管理者との施設使用について再協議(避難施設と学校教育の場の調整等)

(3) 広域避難所における復興期の対応(15日～)

ア 避難施設運営共同組織による運営

イ 避難者数の把握と避難者名簿の点検及び報告

(ア) 避難者の出入り等の動向を随時把握していく。

ウ 施設内でのプライバシーの保護策について検討

エ 避難施設入所者の健康管理及び栄養指導についての協議

オ 安否確認等についての対応

カ 臨時相談窓口開設に対する協力

(ア) 緊急を要する事項の対応を行う。

(イ) 安否情報の問い合わせ応答を行う。

(ウ) 報道機関に対する広報又は規制を行う。

キ 自主防災組織・避難者に協力を依頼し、自炊を主とした避難生活への移行を検討

様式第1

No. _____

避難者カード

避難所名 _____

平成 年 月 日 午前・午後 時 分 記入					
住 所	市 町 丁目 番 号 番地			電話番号 ()	
自治会名					
あなたの家族でここに避難して来た人だけを記入してください。					
氏 名	性 別	続 柄	年 齢	血液型	病気・けが等があったら
	男・女				
	男・女				
	男・女				
	男・女				
	男・女				
	男・女				
	男・女				
	男・女				
避難情報	あなたの家族は全員避難しましたか。 ①全員避難した ② まだ残っている、どなたですか () ()				
安否情報	あなたの家族は全員連絡が取れましたか。 ①全員連絡が取れた ② まだ連絡が取れていない、どなたですか () ()				
伝言板 (何でもかまいません)					

第2編 基本計画

第2章 災害応急対策計画

第11-1節 災害時要援護者支援対策

本市の災害時における災害時要援護者支援対策については、次の計画により実施する。

1 避難生活への対応

- (1) 災害時における一人暮らし高齢者、障害者などの災害時要援護者(以下「要援護者」という。)の避難誘導は、近隣住民の協力により、各地域の広域避難所に収容するものとする。
- (2) 広域避難所へ避難した要援護者は、民生委員・児童委員を通じて、直ちに防災本部長(各自治会長)に避難状況を連絡するものとする。
- (3) 防災本部長は、所在マップ等により要援護者の避難状況を確認した上、市災害対策本部に連絡するものとする。
- (4) 市災害対策本部は、地域で安否確認ができない要援護者については、直ちに消防機関及び警察機関に通報するものとする。
- (5) 要援護者に対する情報提供は、広域避難所にあるハンドマイク、拡大複写機、ファクシミリなどの情報機器を活用するとともに、必要に応じて手話通訳者等を派遣するものとする。また、要援護者の生活上の支援に当たっては、保健師、ケースワーカーなどが定期的に巡回するものとする。
- (6) 広域避難所での対応が困難となった要援護者については、広域避難所運営委員会において保健師、ケースワーカーなどと協議し、次に掲げる福祉施設に家族単位により収容するものとする。
 - ア 小田原市社会福祉センター
 - イ 小田原市生きがいふれあいセンターいそしぎ
 - ウ 小田原市鴨宮ケアセンター
 - エ 小田原市前羽福祉館
 - オ 小田原市下中老人憩の家
 - カ 小田原市立保育園(城山乳児園及び江之浦保育園を除く7施設)
- (7) 福祉施設の運営に当たっては、潜在看護師、潜在保健師及び市社会福祉協議会の協力のもとにボランティアを配置するとともに、要援護者の生活上の支援のため、ケースワーカー、ホームヘルパーなどを必要に応じ派遣するものとする。

なお、メンタルケア、入浴サービスなどの専門的な支援については、神奈川県小田原保健福祉事務所及び市内の特別養護老人ホーム等民間社会福祉施設の協力

により、保健福祉サービスを提供するものとする。

(8) 福祉施設に収容した要援護者に対する救援物資の配布については、市社会福祉協議会が派遣するボランティア等の協力により実施するものとする。

2 常時介護を必要とする災害時要援護者の収容

(1) 重度障害者や寝たきり高齢者などの常時介護を必要とする者及び福祉施設に収容が困難になった者については、次の民間特別養護老人ホーム等の福祉施設の協力により収容するものとする。

この場合、市は、当該福祉施設に対し必要な支援を行うものとする。

名称	所在地	電話
西湘老人ホーム	小田原市早川 853-3	24-1181
潤生園	〃 穴部 377	34-6001
陽光の園	〃 入生田 475	24-0002
ルビーホーム	〃 曾我光海 2-1	42-1278
たちばなの里	〃 小船 213-1	44-1100
光海学園	〃 曾我岸 106	42-1693
よるべ沼代	〃 沼代 865-1	43-1147
永耕園	〃 曾我岸 148	42-2268
竹の子学園	〃 府川 752	32-7740
富士見の里	〃 曾我大沢 7	41-4020

(2) 民間特別養護老人ホーム等の福祉施設が収容能力を超えた場合、又は対応が困難な要援護者については、神奈川県知事に対し、必要な措置を要請するものとする。

3 在宅の要援護者に対する支援

(1) 被災した要援護者の在宅生活を支援するため、ホームヘルパー派遣事業などの保健福祉サービスについては遅滞なく再開するものとする。

(2) 在宅保健福祉サービスの実施が困難な場合については、神奈川県知事に対し、必要な措置を要請するものとする。

(3) 在宅の要援護者に対する救援物資の配布については、地域住民等の協力により実施するものとする。

小田原市災害対策本部分担業務

(平成19年4月1日現在)

- ・ 各班は、分担業務及び警戒宣言時の分担業務に基づき、災害対応を実施する。
- ・ 東海地震注意情報、東海地震予知情報が発表された時は、警戒宣言時の分担業務の準備行動を実施する。なお、東海地震注意情報、東海地震予知情報の順に発表されない場合もあるので注意する。

隊	部局	班	担当課等	分担業務	警戒宣言時の分担業務
救 援 隊	福 祉 救 援 部	福祉 救援 総務班	福祉 政策課	1 部内の連絡調整に関する こと。 2 災害救助法の適用申請に 関すること。 3 災害救助法に基づく救助 事務の総括に関すること。 4 日赤活動との連絡調整に 関すること。 5 救援活動の総括に関する こと。 6 救助義援金品及び見舞金 の受付に関すること。 7 り災者に対する救援物資 等の受付に関すること。 8 総務部との協同によるり 災者の調査に関すること。 9 り災者の収容保護に関す ること。 10 応急金品の配分に関す ること。 11 応急仮設住宅の入居者 及び住宅の応急修理を受け る者の選考に関すること。 12 り災者への救援物資の 配分に関すること。 13 その他、特命事項に関す ること。	1 部内の連絡調整に関す ること。 2 地震災害救助の実施準 備に関すること。 3 指定地域の事前避難対 象者の内、災害時要援護 者に対する援護に関する こと。 4 その他、特命事項に関 すること。

「小田原防災八」一七

		福祉 救援 第1班	高齢 介護課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況調査及び緊急措置に関すること。 2 常時介護を必要とする者の援護対策に関すること。 3 その他、特命事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 常時介護を必要とする者の援護対策に関すること。 2 社会福祉施設の地震災害応急対策の実施及び現況把握に関すること。 3 指定地域の事前避難対象者に対する援護に関すること。 4 その他、特命事項に関すること。
救 援 隊	福 祉 救 援 部	福祉 救援 第2班	子育て 支援課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況調査及び緊急措置に関すること。 2 所管保育園の園児の保護に関すること。 3 部内の応援に関すること。 4 その他、特命事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉施設の地震災害応急対策の実施及び現況把握に関すること。 2 所管保育園施設の地震防災応急対策の実施及び園児の保護に関すること。 3 指定地域の事前避難対象者に対する援護に関すること。
		福祉 救援 第3班	障害 福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況調査及び緊急措置に関すること。 2 常時介護を必要とする者の援護対策に関すること。 3 その他、特命事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉施設の地震災害応急対策の実施及び現況把握に関すること。 2 常時介護を必要とする者の援護対策に関すること。 3 指定地域の事前避難対象者に対する援護に関すること。
		福祉 救援 第4班	保険課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設等の被害状況調査及び緊急措置に関すること。 2 仮設救護所の開設の応援に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 仮設救護所の開設の応援に関すること。
				<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況調査 	<ol style="list-style-type: none"> 1 常時介護を必要とする

		医療 対策班	健康 づくり 課	及び緊急措置に関する事 こと。 2 医薬品等の調達に関する こと。 3 医療機関及び保健所との 連絡調整に関する事 こと。 4 仮設救護所の開設に関する 事 こと。 5 救急医療助産及び保健活 動の総括に関する事 こと。 6 医療施設の被害状況調査 に関する事 こと。	者の援護対策に関する事 こと。 2 保健施設の地震災害応 急対策に関する事 こと。 3 医師会等医療機関に対 する緊急医療体制の維持 及び医療救護班の出動準 備要請に関する事 こと。 4 備蓄医療薬品等の在庫 確認及び医薬品供給体制 の確立に関する事 こと。 5 仮設救護所の開設準備 に関する事 こと。 6 指定地域の事前避難対 象者に対する援護に関する 事 こと。
--	--	-----------	----------------	---	--

自主防災組織の任務分担表（役職別）

役 職 名	選任基準など	任 務
防災本部長	自治会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域避難所運営全般に関すること ・ 各班の活動の統制に関すること ・ 自主防災組織の本部との連絡調整に関すること ・ 防災関係機関との連携に関すること
防災副本部長	副自治会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災本部長の任務の補佐に関すること ・ 防災本部長に事故のある時の代行に関すること
防災リーダー	市から委嘱された者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救出活動における指揮・統制に関すること ・ 防災訓練の企画・立案及び実施に関すること ・ 組織内の防災資機材の整備・点検に関すること
一時避難場所 責 任 者	自治会役員等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時避難場所の本部設置に関すること ・ 一時避難場所における各班の活動状況に関するこ と ・ 避難者の避難状況の把握に関すること ・ 各班長との連絡調整に関すること
会 計	自治会から選任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における組織内の会計運営全般に関するこ と
会計監査役	自治会から選任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における組織内の会計監査に関すること
班 長	防災本部長の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 班活動の統制に関すること ・ 一時避難場所責任者との連絡調整に関すること
副 班 長	防災本部長の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 班長の補佐事務に関すること ・ 班長に事故のある時の代行に関すること
災害対策本部員	防災本部長の指名 (基本的には自治会長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連合災害対策本部の掌握に関すること ・ 自主防災組織との連絡調整に関すること ・ 市災害対策本部との連絡調整に関すること

自主防災組織の任務分担表（班別）

班 名	平 常 時	非 常 時
広報情報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の普及に関する事 2 必要資機材の整備、点検に関する事 3 情報収集、伝達訓練の計画、実施に関する事 4 組織内の連絡調整及び他の機関との連絡に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集伝達に関する事 2 指揮、命令等の伝達に関する事 3 組織内の連絡調整及び他の機関との連絡に関する事
消 火 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 必要資機材の整備、点検に関する事 2 地域の安全点検に関する事 3 消火訓練の計画、実施に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1 出火防止と初期消火に関する事 2 救出救護班との連絡に関する事
救出救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 必要資機材の整備、点検に関する事 2 地域の安全点検に関する事 3 救出救護訓練の計画、実施に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1 負傷者の救出及び搬送に関する事 2 負傷者の応急手当に関する事
避難誘導班	<ol style="list-style-type: none"> 1 家族構成表の作成に関する事 2 必要資機材の整備、点検に関する事 3 地域の安全点検に関する事 4 避難路、避難場所の設定に関する事 5 避難誘導訓練の計画、実施に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全な避難誘導に関する事。 2 避難者の把握に関する事 3 避難者の救援活動に関する事
給食給水班	<ol style="list-style-type: none"> 1 自家井戸の現状把握に関する事 2 必要資機材の整備、点検に関する事 3 給食給水訓練の計画、実施に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1 炊出しに関する事 2 食糧、飲料水、生活必需品などの配分に関する事
班 名	平 常 時	非 常 時

衛生班	<ol style="list-style-type: none"> 1 必要資機材の整備、点検に関すること 2 衛生処理訓練の計画、実施に関すること 	<ol style="list-style-type: none"> 1 仮設トイレの設置に関すること 2 ゴミ処理及び消毒に関すること
警備班	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域内の防犯、警備に関すること 2 警備訓練の計画、実施に関すること 	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域内の河川・津波・がけ崩れ等の監視に関すること 2 地域内の防犯、警備に関すること
災害時 要援護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時要援護者の把握に関すること 2 災害時要援護者に対する情報提供に関すること 3 災害時要援護者の支援者の確保に関すること 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時要援護者の避難に関すること 2 民生委員・児童委員等との調整に関すること 3 災害時要援護者に対する情報提供に関すること 4 一般ボランティアとの連絡・調整に関すること
一時避難 場所運営班 (責任者も 含む)	<ol style="list-style-type: none"> 1 一時避難場所の現状把握に関すること 2 一時避難場所の必要物品等の把握・点検に関すること 3 一時避難場所の開設計画・運営に関すること 	<ol style="list-style-type: none"> 1 一時避難場所の開設に関すること 2 一時避難場所における各班の活動状況の把握に関すること 3 避難者の避難状況の把握に関すること

4 東海地震における警戒宣言発令時等の分担業務に基づくマニュアル

(福祉救援部 福祉救援総務班 福祉政策課)

時 期 区 分	分担業務 (準備業務)	実 施 業 務 内 容	備 考
1 観測情報発表時	1 観測情報の収集 2 部内の連絡調整 3 参集 4 所管施設への連絡	(1) 庁内連絡等により情報収集 (1) 部内の連絡調整に関すること ア 部内職員に観測情報を連絡 (1) 動員1号～2号 (地区配備職員は各地区支部に参集) (2) 参集状況の把握等 ア 職員の参集状況を把握し、福祉救助部長 (福祉救助総務班) に報告 イ 役割分担の確認・準備 (1) 所管施設に観測情報を伝達 ア 社会福祉センター 35-4000	[勤務時間外の場合] 勤務時間外における職員 伝達網により情報を伝達
2 注意情報発表時	1 注意情報の収集 2 部内の連絡調整 3 参集 4 所管施設への連絡	(1) 庁内連絡等により情報収集 ア 福祉救援部を福祉健康部長室に設置 (本部連絡員：課長補佐、 副本部連絡員：保護担当主査) イ 参集状況について庁内連絡等により情報収集に努める (1) 部内の連絡調整に関すること ア 部内職員に注意情報を連絡 (1) 動員3号 (地区配備職員は各地区支部に参集) (2) 参集状況の把握等 ア 職員の参集状況を把握し、福祉救助部長 (福祉救助総務班) に報告 イ 役割分担の確認・準備 (1) 所管施設に注意情報を伝達 ア 社会福祉センター 35-4000	[勤務時間外の場合] 勤務時間外における職員 伝達網により情報を伝達

時 期 区 分	分担業務（準備業務）	実 施 業 務 内 容	備 考
3 予知情報発表時	1 退避者数の把握 2 災害救助法の適用申請及び救助事務に関すること 3 日赤活動との連絡調整に関すること 4 救助義援金品及び見舞金の受付けに関すること	(1) 警察・鉄道機関等と連携し、退避場所における退避者数の把握をする (2) 県防災局災害対策課と電話で連絡調整を行う (3) 日本赤十字社神奈川県支部と日赤の活動準備状況について電話で連絡調整を行う (4) 救助義援金品及び見舞金の受領についての準備を行う	退避者とは、小田原駅周辺の滞留者のうち退避場所に退避を希望するものとする

(福祉救助部 福祉救助第1班 高齢介護課)

時 期 区 分	分担業務（準備業務）	実 施 業 務 内 容	備 考
1 観測情報発表時	1 観測情報の収集 2 参集 3 所管施設への連絡	(1) 庁内連絡等により情報収集 (2) 参集状況の把握等 ア 職員の参集状況を把握し、福祉救助部長（福祉救助総務班）に報告 イ 役割分担の確認・準備 (1) 市有施設への情報伝達と状況確認 ア 対象施設 別表第1に掲げる施設 イ 情報内容 観測情報の内容と今後の対応について 現在の来所者数 広域避難所での対応が困難な高齢者等の収容に係る施設の状況 (2) 民間特別養護老人ホームへの情報伝達と状況確認 ア 対象施設 別表第2に掲げる施設 イ 情報内容 観測情報の内容と今後の対応について 常時介護を要する高齢者等の収容に係る施設の状況	[勤務時間外の場合] 勤務時間外における職員伝達網により情報を伝達

時 期 区 分	分担業務（準備業務）	実 施 業 務 内 容	備 考
2 注意情報発表時	1 注意情報の収集 2 参集 3 所管施設への連絡 4 事前避難対策等	(1) 庁内連絡等により情報収集 (1) 動員 3 号（地区配備職員は各地区支部に参集） (2) 参集状況の把握等 ア 職員の参集状況を把握し、市民救助部長（市民救助総務班）に報告 イ 役割分担の確認・準備 (1) 市有施設、特別養護老人ホーム、その他民間入所施設への情報伝達と状況確認 ア 対象施設 別表第 1 から第 3 までに掲げる施設 イ 情報内容 注意情報の内容と今後の対応について 来所者数及び施設の状況 利用者への情報伝達 備蓄品及び持出品の準備、不要な火気の使用の自粛 家具等転倒防止措置の確認、消火用/飲料用の貯水 避難場所の確認 (1) 市有施設（別表第 1）及び民間通所施設（別表第 4）に利用者の帰宅若しくは保護者への引渡しを指示または要請 (2) 市有施設（別表第 1）に、広域避難所での対応が困難な高齢者等の収容に係る検討もしくは措置の準備を指示 (3) 特別養護老人ホーム（別表第 2）に、常時介護を要する高齢者等の収容に係る検討もしくは措置の準備を要請 (4) 老人台帳登載の要援護者の状況を民生委員に確認	[勤務時間外の場合] 勤務時間外における職員伝達網により情報を伝達

時 期 区 分	分担業務（準備業務）	実 施 業 務 内 容	備 考
3 予知情報発表時	<p>1 注意情報の収集</p> <p>2 所管施設への応急対策の要請</p> <p>3 要援護者の対応協議</p> <p>4 災害弱者収容施設への措置準備の指示・要請</p>	<p>(1) 庁内連絡等により情報収集</p> <p>(1) 市有施設への情報伝達と応急対策の指示</p> <p>ア 対象施設 別表第1に掲げる施設</p> <p>イ 情報内容 予知情報の内容と今後の対応について 来所者数及び施設の状況</p> <p>ウ 指示事項 警戒宣言、地震予知情報等の利用者等への伝達 利用者等の安全確保措置 施設の防災点検と応急措置 薬品等及び設備、備品等の転倒及び落下防止措置 出火防止措置 受水槽等への緊急貯水 各施設において定める消防計画による点検及び確認 その他必要な事項</p> <p>(1) 要援護高齢者のうち、広域避難所への避難が難しい者の対応を民生委員や自治会長等と協議</p> <p>(1) 市有施設（別表第1）に、広域避難所での対応が困難な高齢者の収容に係る措置の準備を指示</p> <p>(2) 特別養護老人ホーム（別表第2）に、常時介護が必要な高齢者等の収容に係る措置の準備を要請</p>	

(別表第1) 市有施設

区 分	連 絡 対 象 施 設	電 話 番 号	担 当 者	備 考
市有施設	社会福祉センター	35-4000	社会福祉協議会事務局長 宮崎	
	生きがいふれあいセンターいそしぎ	49-2330	シルバー人材センター 葉袋	
	下中老人憩の家	43-0174	小船2区自治会長 早野	
	前羽福祉館	43-1562		
	鴨宮ケアセンター	48-6877		
地域包括支援センター	第一地区地域包括支援センター	24-5601		
	第二地区地域包括支援センター	66-3066		
	第三地区地域包括支援センター	66-4190		
	第四地区地域包括支援センター	45-3222		
	第五地区地域包括支援センター	41-1275		

(別表第2) 民間特別養護老人ホーム

区 分	連 絡 対 象 施 設	電 話 番 号	担 当 者	備 考
民間特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム 西湘老人ホーム	24-1181		
	特別養護老人ホーム 潤生園	34-6001		
	特別養護老人ホーム 陽光の園	24-0013		
	特別養護老人ホーム ルビーホーム	42-1278		
	特別養護老人ホーム たちばなの里	44-1100		
	特別養護老人ホーム 芳徳の郷 ほなみ	39-2231		

(別表第3) 民間入所施設 (特別養護老人ホームを除く)

区 分	連 絡 対 象 施 設	電 話 番 号	担 当 者	備 考
その他民間入所施設	介護老人保健施設 わかば	45-3600		
	介護老人保健施設 水之尾	24-6051		
	介護老人保健施設 リバーイースト	42-8006		
	介護老人保健施設 悠久	39-1531		
	介護療養型医療施設 小林病院	22-3161		
	短期入所施設 潤生園在宅介護総合センター れんげの里短期入所生活介護	39-1571		
	短期入所施設 らいふイン 清見の里	39-1885		
	有料老人ホーム 長寿園	24-0002		
	有料老人ホーム デンマーク INN 小田原	66-3888		
	有料老人ホーム レストヴィラ南鴨宮	46-1101		
	有料老人ホーム ジョイアス城山	32-1020		
	有料老人ホーム 敬愛苑小田原	66-2777		
	有料老人ホーム ふじロマンス	66-4711		
	有料老人ホーム アミーユ小田原	45-0802		
	有料老人ホーム ザ・ザンシャイン小田原	66-5122		

区 分	連 絡 対 象 施 設	電 話 番 号	担 当 者	備 考
その他民間入所施設	グループホーム 陽光の園	21-5527		
	グループホーム はーもにー	31-0080		
	グループホーム はなくらぶ	39-2023		
	グループホーム 西湘グループホーム えん	46-0770		
	グループホーム ローズハウス	35-2856		
	グループホーム ハーティ オセアン小田原	42-4536		
	グループホーム ぼぼ 箱根板橋	21-5601		
	グループホーム ソクイ小田原富水サンフラワー	39-1236		
	小規模多機能型居宅介護 西湘ケアホーム えん	46-0775		

(別表第4) 民間通所施設

区 分	連 絡 対 象 施 設	電 話 番 号	担 当 者	備 考
民間通所施設	早川高齢者ふれあいセンター	24-1181		
	潤生園高齢者総合サービスセンター	35-9500		
	ルビーセンター	42-1278		
	陽光の園介護サービスセンター	24-0005		
	ジョイアスらいふケアセンター	44-1101		
	ニチイケアセンター小田原	39-5570		
	小田原市鴨宮ケアセンター	48-6877		
	潤生園 やすらぎの家 久野	32-4770		
	潤生園 やすらぎの家 富水	38-3344		
	トゥ・スマイルケアセンター	36-7876		
	(株)ゼンシン 神奈川小田原ケアセンター	23-5350		
	鴨宮デイサービスセンター ふれあい	45-0252		
	潤生園 やすらぎの家 栢山	39-3309		
	陽だまりの家 在宅サービスセンター	39-3511		
	潤生園 やすらぎの家 成田	39-4118		
	ケアセンター ふくもと	49-1378		
	ぼぼハウス 三の丸	23-6031		
	潤生園 やすらぎの家 豊川	39-1118		
	ほっとステーションDay緑	22-2237		
	(福)泉会 介護事業所たんぼぼの家	39-2010		
	セントケアへいあん小田原デイサービスセンター	45-0383		
	潤生園 やすらぎの家 足柄	66-4118		

区 分	連 絡 対 象 施 設	電 話 番 号	担 当 者	備 考
民間通所施設	富士ライフデザイン・さわやかホーム久野	32-3344		
	デイサービスセンター 元気	21-5577		
	特定非営利活動法人 老人と子供のポルカ友の会 デイサービスセンターポルカの家	34-3801		
	デイサービス 春めき	42-7601		
	潤生園 やすらぎの家 酒匂	45-1118		
	デイサービスセンター大楽 小田原	21-5611		
	スケッチ倶楽部デイサービスセンター	48-3919		
	ふらっと	39-2234		
	デイサービス なごみ	38-2086		
	潤生園在宅介護総合センター れんげの里通所介護	39-1561		
	デイサービス なかさんち	23-3840		
	シニア倶楽部久野	66-3663		
	デイサービスセンター翔	66-5666		
	HSAデイサービスめだかの学校五百羅漢	32-2532		
	デイサービスセンター 芳徳の郷ほなみ	39-2231		
	アイデイサービスセンター	42-6345		
	たすけあい小田原 ※	39-4340		
	デイサービス優心 ※	37-1226		
	医療法人同愛会 小澤病院	24-3121		
	介護老人保健施設 水之尾	24-6051		
	山近記念総合病院 介護老人保健施設 わかば	45-3600		
	介護老人保健施設 リバーイースト	42-8006		
	介護老人保健施設 悠久	39-1531		
吉田整形外科 温泉介護リハビリ 仁泉	35-1126			
あんずデイケアセンター	47-0647			

時 期 区 分	分担業務 (準備業務)	実 施 業 務 内 容	備 考
1 観測情報発表時	1 地震情報の収集 2 地震情報の伝達 3 災害対策本部分担業務の準備及び周知	(1) 庁内連絡や防災部等からの情報収集に努め、参集に備える。 (1) 地震情報の伝達 (2) 各保育施設・所管施設に情報を伝達する。 (1) 実施本部分担業務の準備及び周知 非常時に速やかに地震防災対策が取れるよう体制準備の周知を図る。	
2 注意情報発令時	1 職員動員 2 地震情報の収集 3 地震情報の伝達 4 災害対策本部分担業務実施体制の準備	(1) 職員の連絡 [勤務時間外] ア 「勤務時間外における職員伝達網」により情報伝達を行う。伝達用語は「3号体制発令」。配備職員はそれぞれの地区支部、配備職員以外の者は子育て支援課に参集する。 (2) 職員の連絡 [勤務時間内] ア 配備職員はそれぞれの地区支部に参集する。 (3) 参集状況の把握と報告 ア 職員の参集状況を把握し、福祉救援部長（福祉救援総務班）に報告する。 (1) 庁内連絡や防災部等からの情報収集に努める。 (1) 各保育施設・所管施設へ情報を伝達し、状況に応じ園児の保護者への引渡しを指示する。 (2) 支援センター及びファミリーサポートセンターへ情報を伝達し、「子育て広場」の閉鎖を指示する。[平日のみ] (3) 臨時休園措置の検討をする。 (1) 参集職員の役割分担の確認 ア 参集職員の役割分担の確認をする。 イ 登庁した職員は所属長の指示を受けて、準備体制をとる。 (2) 各保育園に応急対策活動ができるよう準備態勢の指示。 ア 各保育園の防災点検と応急措置を指示する。 イ 救急薬品等の準備及び設備、備品等の転倒及び落下防止措置をとるよう指示する。 ウ 消防計画による点検と確認を指示する。 (3) 各保育園の分担業務と状況把握及び指示。	[時間外] ◎注意情報発令を知った場合は、参集命令を待つことなく、自己の判断により所定の場所へ参集する。

時 期 区 分	分担業務（準備業務）	実 施 業 務 内 容	備 考
3 予知情報発表時	<p>1 社会福祉施設の地震災害応急対策の実施及び現況把握に関すること</p> <p>2 所管保育園施設の地震災害応急対策の実施及び園児の保護に関すること</p> <p>3 指定地域の事前避難対象者に対する援護に関すること。</p>	<p>(1) 民間保育施設へ警戒宣言、地震予知情報等を伝達し、地震災害応急対策の実施を連絡する。</p> <p>(2) 「子育てひろば」の閉鎖状況を把握する。</p> <p>(3) ファミリーサポートセンター依頼会員への連絡状況を把握する。</p> <p>(1) 各保育園の地震災害応急対策の実施。 ア 警戒宣言、地震予知情報等を連絡し、保護者への周知を指示する。 イ 園児の安全確保措置 ウ 施設の防災点検と応急措置 エ 薬品等の準備及び設備、備品等の転倒及び落下防止措置 オ 出火防止及び貯水措置 カ 消防計画による点検及び確認 キ 保育園ごとの非常時必要人員の把握と配置人員の調整。 [勤務時間外発令の場合の参集状況による。]</p> <p>(2) 各保育園児の保護状況を把握する。 ア 園児引取りの状況確認。[平日のみ] * 各園ごとの状況を確認し、全体の状況把握をする。 イ 保護者への連絡状況の確認 ウ 残留園児の状況把握。[平日のみ] * 各園の残留園児の状況を確認し、全体数の把握と対応策を協議する。</p> <p>(3) 各施設の状況を把握する。 ア 施設の防災点検結果と応急措置状況 イ 備蓄品の状況（食料、水、毛布等） ウ 薬品等の準備及び設備、備品の転倒及び落下防止措置の状況 エ 出火防止措置状況 オ 消防計画による点検・確認状況</p> <p>(4) 不足する必要物品の把握と調達方法を協議する。</p> <p>(5) 実施状況の報告 ア 福祉救援部長（福祉救援総務班）へ随時、実施状況の報告をする。</p> <p>(1) 避難勧告又は指示が出た場合の避難先や人数等の情報を把握し、必要な措置を講ずる。</p>	<p>[時間外の場合] ◎警戒宣言の発令を知った場合は、参集命令を待つことなく、自己の判断により所定の場所へ参集する。 ◎主要道路の閉鎖、交通規制等を考慮し、原則として徒歩か自転車での参集とする。 ◎所定の場所に参集できない場合は、最寄の拠点に参集し、上司の指示を仰ぐ。</p> <p>[休園日の場合] ◎各保育園の職員参集状況により、非常時に備えての人員配置の検討。 （他部門への応援等）</p>

時 期 区 分	分担業務 (準備業務)	実 施 業 務 内 容	備 考
1 観測情報発表時	1 観測情報等の収集 2 参集 3 観測情報等の伝達 4 実施本部分担業務の準備及び周知	(1) 庁内連絡や防災部等からの情報収集 (1) 動員1号～2号(地区配備職員は各地区支部に参集する) (2) 参集状況の把握等 ア 職員の参集状況を把握し、福祉救援部長(市民救助総務班)に報告 イ 役割分担の確認・準備 (1) 各障害者施設・所管施設等に情報を伝達 (1) 非常時に速やかな地震防災対策がとれるよう体制準備の周知徹底 (2) 急傾斜地崩壊危険区域内の要介護者(重度障害者・単身障害者等)の把握	[勤務時間外の場合] 勤務時間外における職員伝達網により情報を伝達
2 注意情報発表時	1 注意情報の収集 2 参集 3 注意情報等の伝達 4 事前避難対策等	(1) 庁内連絡や防災部等からの情報収集 (1) 動員3号(地区配備職員は各地区支部に参集する) (2) 参集状況の把握等 ア 職員の参集状況を把握し、市民救助部長(市民救助総務班)に報告 イ 役割分担の確認・準備 (1) 各障害者施設・所管施設等に情報を伝達 【伝達内容等】 ア 「注意情報」の定義及び今後の対応について イ 正確な情報を入手すべきこと ウ 備蓄品、持出品の準備、不要な火気使用の自粛、家具等転倒防止措置の確認について エ 消火用、飲料用のための緊急貯水を行うべきこと オ 避難場所(一時避難場所・広域避難場所等)について確認すべきこと カ 海岸等危険な場所へ近付かないこと キ 自動車の使用を自粛すべきこと (1) 各障害者施設・所管施設に利用者の保護者への引渡しについて要請・指示 (2) 各障害者施設に利用者の事前避難の措置又は検討若しくは準備を要請 (3) 急傾斜地崩壊危険区域内の障害者等の事前避難の措置又は検討若しくは準備	[勤務時間外の場合] 勤務時間外における職員伝達網により情報を伝達

時 期 区 分	分担業務（準備業務）	実 施 業 務 内 容	備 考
3 予知情報発表時	<p>1 社会福祉施設の地震災害応急対策の実施及び現況把握</p> <p>2 常時介護を必要とする者の援護対策</p> <p>3 指定地域の事前避</p>	<p>(1) 各施設の地震災害応急対策の実施 ア 警戒宣言、地震予知情報等を連絡し、利用者への周知を指示 イ 利用者等の安全確保措置 ウ 施設の防災点検と応急措置 エ 薬品等及び設備、備品等の転倒及び落下防止措置 オ 出火防止措置 カ 受水槽等への緊急貯水 キ 消防計画による点検及び確認 ク その他必要な事項</p> <p>(2) 施設の現況把握 ア 利用者の状況（残留利用者、引取等の確認、安全確保） イ 施設の防災点検結果と応急措置状況 ウ 備蓄品の状況（食糧、水、毛布等） エ 薬品等及び設備、備品等の転倒及び落下防止措置の状況 オ 出火防止措置状況 カ 受水槽等への緊急貯水状況 キ 消防計画による点検・確認状況 ク その他必要な事項</p> <p>(1) 要援護者の把握 ア 障害者台帳の整理・確認 【緊急通報システム台帳、要援護者マップ】</p> <p>(2) 災害時要援護者の支援準備 ア 梅香園 広域避難所での対応困難時に障害者の収容に備えるよう指示 イ 市内入所施設 広域避難所や市立福祉施設での対応困難時に障害者の収容施設になるため、収容に備えるよう要請 (光海学園、よるべ沼代、永耕園、竹の子学園、富士見の里及び太陽の門)</p> <p>(1) 要援護者の把握 (2) 急傾斜地崩壊危険区域内の要介護者（重度障害者・単身障害者等）の把握</p>	<p>緊急通報システム セコム(株)小田原営業所 本町1-4-7 22-1 396</p>

時 期 区 分	分担業務 (準備業務)	実 施 業 務 内 容	備 考
1 観測情報時	1 庁内連絡 2 仮設救護所開設箇所確認	健康づくり課 47-0820 片浦診療所 29-0012 (1) 救護所ごとに分担する職員の確認 (2) 救護所設置予定箇所の現地確認	
2 注意情報時	1 片浦診療所医療薬剤等の確保 2 健康保険証の紛失及び一部負担金の支払い等の対応に関する確認	(1) 医療薬剤等を確認、補充する (2) 照会があった場合に備え、課員対応の徹底	
3 予知情報時	1 仮設救護所の開設準備の応援 2 健康保険証の紛失及び一部負担金の支払い等の対応	(1) 健康づくり課の協力要請を受け、仮設救護所の開設準備にあたる (2) 関係団体への連絡、協力要請 小田原医師会 22-5670 小田原薬剤師会 23-2658	「健康保険証の紛失及び一部負担金の支払い等」については、地域防災計画の分担にないが、混乱が予想されるため、対応を事前に医師会等と協議し徹底しておく。

時 期 区 分	分担業務 (準備業務)	実 施 業 務 内 容	備 考
1 観測情報発表時			
2 注意情報時	1 職員動員 2 医療機関及び保健福祉事務所との連絡調整に関する事 3 医薬品等の調達準備に関する事 4 仮設救護所の開設準備に関する事	(1) 職員伝達網により実施 (1) 緊急医療体制の維持及び医療救護班の出動準備体制の確認に関する事 ア 小田原医師会 22-5670 イ 小田原歯科医師会 49-1311 ウ 小田原薬剤師会 23-2658 エ 小田原保健福祉事務所 32-8000 (1) 医薬品等調達体制を確認する (1) 仮設救護所の開設準備を行う	
3 予知情報時	1 医療機関及び保健福祉事務所との連絡調整に関する事 2 医薬品等の調達に関する事 3 仮設救護所の開設に関する事 4 救急医療助産及び保健活動の総括に関する事	(1) 緊急医療体制の維持及び医療救護班の出動準備要請に関する事 ア 小田原医師会 22-5670 イ 小田原歯科医師会 49-1311 ウ 小田原薬剤師会 23-2658 エ 小田原保健福祉事務所 32-8000 (1) 備蓄医薬品等の在庫確認 (2) 医薬品供給体制の確認 (1) 仮設救護所の開設 (2) 指定地域の事前避難対象者に対する援護 (1) 常時介護を必要とする者の救護対策に関する事 (2) 保健施設の地震防災応急対策に関する事	